特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年10月7日

[令和7年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを	取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	国民健康保険については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、八戸市国民健康保険条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号)の定めところにより事務を執り行う。国民健康保険税については、地方税法(昭和25年法律第226号)、八戸市国民健康保険税条例及び番号法の定めるところにより事務を執り行う。 (1)国民健康保険税については、地方税法(昭和25年法律第226号)、八戸市国民健康保険税条例及び番号法の定めるところにより事務を執り行う。 (1)国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に所係る事業についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 (2)国民健康保険法による資格確認書等、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務((1)に掲げるものを除く。) (3)国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務((1)に掲げるものを除く。) (3)国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務((4)国民健康保険法第3条の2の一時差止めに関する事務 (5)国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 (6)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の関係機関切に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務の方も、国民健康保険規に関する事務とは、「原保保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によりオンラ省格部のよい人みの導入を行うとされたことと、当該人のみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務に個の情報を関係の以集または整理に関する事務」という。)が、医療保険者等向という。)に委託することができる首の規定が国民健康保険に基金会いよる等の資格を歴年報の管理、機関所等の事別符を要とけた国民健康保険中央会以に「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向けや間サーバー等の資格を配管保険者等向けや間サーバー等における資格限医管理事務と合うかの責託を受けた「国保健を発の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた「国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けて「医療保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた「国保保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた「国保保険者の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委保険者等の資格権の資格を設する、対策に関別符号の取得等事務と行うために、情報とを組付けるために機関別符号の取得並びに組付け情報の提供を行う。・オンライン資格確認等システムで管理している情報を利用するために、関別符号の取得等事務と行うする。・オンライン資格を確認等システムで管理を持続の関別符号の取得等事務と行うために機関別符号取得等事務と行うために機関の符号の取得を表記を対している。・オンラインでは、日本に対し、日本に対
③対象人数	<選択肢> (選択肢> (選択肢> () 10万人以上30万人未満

システム1 ①システムの名称	/DIPANIPHEN /			
①システムの名称				
	保険税賦課システム			
②システムの機能	[照会] 国民健康保険世帯の調定情報、算定根拠、更正履歴、特徴処理状況、個人住民税、国民健康保険資格および口座登録の状況の照会を行う。 [申請受付] 滅免申請などを受け付ける。※減免は、減免額・減免率・期別減免額の3パターン。 減免世帯に対して、更正が発生した場合には対象者をリストアップして減免額の再確認を行う。 [賦課資料入力] 所得・資産などの賦課根拠の情報、介護2号適用除外情報、被扶養者情報および年少被保険者人数情報の入力を行う。 [更正決議] [更工決議] [月文に行う一括更正、入力誤り等に対応するための即時更正を行う。過年度更正においても、一括・即時に対応して、増額と減額を分けて決議する。 [税(料)額試算] 架空の資格状況や所得データを基に賦課額をシミュレーションする。 [税(料)率試算] 指定した総賦課額から適正な率や金額を求め、複数指定した率や金額から総賦課額を求める。また、国民健康保険中央会の保険料(税)適正算定システム用にデータを切り出す。 [当初賦課処理計算] 本字の当初賦課計算や納付書の作成など、当初賦課に関連する処理を行う。 [各種帳票の出力] 賦課準備のための各種調査用一覧表や、総賦課額調定表・異動分調定表・増減調定表などの複数の調定情報の集計表を出力する。 [国・都道府県への報告資料の作成] 国への報告資料の課税状況調べ、都道府県への報告資料の基盤安定交付金や保険基盤安定など各種報告資料を作成する。 [宛名機能] 住巻者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 [庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。			
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○]住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (資格管理システム、中間サーバー)			

システム2~5		
システム2		
①システムの名称	資格管理システム	
②システムの機能	【照会】 世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。 【異動処理】 加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、資格確認書等の発行まで行う。 【証発行管理】 資格確認書のほか、資格情報のお知らせ、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。 【前期高齢者判定】 随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。 【申請受付】 限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受け付けと、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)・旧被扶養者・非自発的失業者の登録を行う。 【滞納管理】 特別療養費支給対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。 【資格確認書等の一括更新】 滞納管理機能で管理された情報から資格確認書等を自動で分類し出力する。 【各種一覧表の出力】 年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課稅区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧などを出力する。 【都道府県への報告資料の作成】 事業月報や外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。 【都道府県への報告資料の作成】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (保険税賦課システム、給付システム、中間サーバー)	

システム3				
①システムの名称	給付システム			
②システムの機能	【レセプト管理】 レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。 【申請受付】 高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。 【照会】 高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。 【支払】 ロ座振替データ(全銀形式)フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。 【過誤・求偿】 過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。 【高額介護合算】 申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。 【外来年間合算】 申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。 【国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。 【高額療養費の一括計算】 高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。 【各種帳票の発行】 医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを出力する。 【都通府県への報告資料の作成】 事業月報に表や下表の出力、退職母表の集計用データを作成する。 【宛名機能】 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 【庁内連携機能】 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。			
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム[○] 庁内連携システム[○] 既存住民基本台帳システム[○] 税務システム			

システム4	
①システムの名称	税総合システム(宛名機能、個人住民税機能、収納機能、滞納整理機能)
	<宛名機能> 【宛名照会機能】 納税義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、共有者、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。
	【住登外者の登録・更新機能】 住登外者の宛名情報を登録・更新する機能。住登外者の個人番号の登録・更新はこの機能にて行う。
	【法人の登録・更新機能】 法人事業所の名称・所在地等基本的な情報の登録・更新機能
	【送付先、特宛人の照会・登録・更新機能】 送付物の送付先、納管人・相続人・清算人等の特宛人について、照会・登録・更新を行う機能。
	【口座情報の照会・登録・更新機能】 口座振替の金融機関、口座番号などを参照・登録・更新する機能。
	【関連宛名設定機能】 宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について、同一人であること(関連があること)の設定を行う機 能。
	【金融機関の照会・登録・更新機能】 金融機関の照会・登録・更新を行う機能。
	【納税貯蓄組合・組合員の照会・登録・更新機能】 納税貯蓄組合・組合員の照会・登録・更新を行う機能。
	【証明発行機能】 各種税証明書を出力する機能。
	【利用者ID対応づけ機能】 電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の対応づけを行う機能。
	【住記連携機能】

は氏記録ノヘアムの共到アーツを処石ノヘアムへ運携する饿眠。は氏の個八角方はこの饿眠じ収得する。

【他業務向け宛名情報ファイル作成】

|個人住民税などの業務のバッチ処理で、納税通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する機 |能。 バッチ帳票への個人番号出力はこのファイルを使う。

【同一人チェック機能】

氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック 条件として個人番号を利用する。

【申告書記載番号取込み・チェック機能】

申告書に記載された個人番号について、宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真 正性確認のチェックを行う。

【宛名情報連携機能】

団体内統合宛名システムへ個人番号付きの宛名情報を送信する機能。

<個人住民税機能>

【オンライン機能】

- ①個人住民税照会機能 : 賦課期日時点の宛名を基本とした個人情報の照会を行う。
- ②資料照会機能 : 申告資料情報の照会を行う。資料併合結果を照会する。
- ③賦課照会 : 賦課情報の照会を行う。

<収納機能>

【調定管理】

- ①当初調定取込機能: 当初調定を取り込む。
- ②調定異動取込機能:税額異動データを取り込む。
- ③滞納繰越機能:過年度、現年度滞納繰越処理を行う。

【入金消込】

- ①消込データ変換機能:パッケージ共通の入金データレイアウトに変換する。
- ②消込データ作成機能:消込前に納付データのチェック処理を行い消込処理の入力データを作成する。
- ③消込処理機能:消込データより入金情報の更新処理を行う。
- ④収納更正機能:消込結果内容に誤りがある場合、消込履歴データの更正を行う。
- ⑤消込エラーデータ修正機能:消込処理でエラーとなった入金データの修正を行う。

【口座振替】

- ①口座振替依頼処理機能:金融機関(郵便局)へ口座振替依頼するためのデータを作成し、自治体控えとし て口座振替請求者リストを出力する。
- ②口座振替結果処理機能:口座振替結果データをもとに口座収入確認表を出力する。
- ③口座振替不能通知書作成機能: 口座振替が不能となった納税義務者用に口座振替不能分納付書兼通知書を出力する。
- ④軽自口座振替済通知書作成機能: 口座振替を行った結果として、軽自口座振替済通知書を出力する。
- ⑤口座振替結果照会機能:納税義務者の口座振替結果を照会する。

②システムの機能

【照会発行】

- ①収納状況照会機能:納税義務者の収納情報を照会する。
- ②納付書発行機能:納付書、郵便振替払込取扱票の発行を行う。
- ③証明書発行機能:納税証明・滞納無証明書を発行する。
- ④過誤納照会機能:発生した過誤納に対する情報を照会する。

【還付充当】

- ①過誤納整理機能:過誤納の件数、及び一覧を表示し過誤納の照会、還付、充当の処理を行う。
- ②還付機能:減額更正、入金にて発生した過誤納額の還付処理を行う。
- ③充当機能:減額更正、入金にて発生した過誤納額の充当処理を行う。
- ④還付支払入力機能:還付支払日(執行日)の入力を行う。
- ⑤返納機能: 年金特徴データに発生した過誤納データを年金保険者に返納する為に、決裁日、返納日、年金保険者の登録を行う。
- ⑥返還金情報登録機能:返還金情報を登録する。

【督促催告】

- ①督促状作成機能:指定した納期限の調定状態が本税未納(滞納)となっている調定を対象に督促状を出力する。
- ②現年催告書作成機能:現年度分の督促発行済の滞納調定より催告書を出力する。

【返戻公示】

- ①督促状返戻登録機能:住所不明などにより返戻された督促状の情報 調査結果を入力する。
- ②納税通知書返戻登録機能:住所不明などにより返戻された納税通知書の情報・調査結果を入力する。
- ③督促状公示判明機能:納税義務者(特徴義務者)を特定し、住所不明などにより返戻された督促状の情報・調査結果を入力する。
- ④納税通知書公示判明機能:納税義務者(特徴義務者)を特定し、住所不明などにより返戻された納税通知書の情報・調査結果を入力する。G-5.公示送達対象者一覧作成機能:納税通知書、督促状の返戻データより、公示送達対象者一覧を出力する。

【決算調査】 ①決算用帳票作成機能:月次締め、年次締めの確認用資料として、各決算用帳票を出力する。 ②月締め処理機能:統計帳票で調定・納付状況確定後、月締めを行う。 <滞納管理機能> 【納税者基本情報】 ①納税者基本情報照会機能:納税者基本情報(滞納者の総合情報)を照会する。 ②照会文書発行機能:滞納者の所在、滞納処分等に関わる各種照会文書の出力を行う。 【滞納処分】 ①繰上徴収機能:繰上徴収を行い、納期限を変更する。 ②納付委託機能:納付委託を行う。 ③分割納付機能:分割納付を行う。 ④徴収猶予機能:徴収猶予(当初、延長)を行う。 ⑤延滞金減免機能:延滞金減免を行う。 ⑥差押機能:差押、参加差押を行う。 ⑦交付要求機能:滞納者の財産に対して強制換価手続きが行われ、その手続きに参加して換価配当の請 求を行うとき、交付要求の登録を行う。 ⑧換価猶予機能:換価猶予(当初、延長)を行う。 ⑨執行停止機能:執行停止を行う。 ⑩時効中断機能:時効中断(中断、停止)を行う。 【証券管理】 ①証券管理機能:受託証券の管理を行う。 【資産状況】 ①資産状況機能:各種照会文書の回答より判明した財産内容を登録する。 【公売管理】 ①公売管理機能:公売管理を行う。 【滞納者把握】 ①受入機能:収納状況から滞納者の基本データを作成する。 【催告管理】 ①催告書発行機能:催告書の出力を行う。 ②一斉催告書作成機能:一斉催告書を出力する。 【不納欠損】 ①時効予定機能:時効予定のリストや不納欠損関連の帳票を出力する。 ②時効決定機能:時効決定処理(不納欠損処理)を行うとともに各種不納欠損帳票を出力する。 【その他】 ①統計機能:滞納に関する統計帳票(またはCSVファイル)を作成する。 ②EUCファイル作成機能:滞納業務において使用するEUCファイルを作成する。 ③電話催告対象者ファイル作成機能:納税催告センターにおいて滞納者に電話催告をするために滞納シス テムで管理する滞納情報をファイルに出力する。 ④管理外データ削除機能:保有年数を超えるデータについてマスタの削除を行う。]情報提供ネットワークシステム [〇]庁内連携システム Γ] 住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム ③他のシステムとの接続 [〇]宛名システム等 [〇] 税務システム] その他 ()

システム5			
①システムの名称	団体内統合宛名システム		
②システムの機能	【宛名管理機能】 既存業務システムから住登者データ、住登外データ 【統合宛名番号の付番機能】 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名 【符号要求機能】 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバの 取得要求・取得依頼を行う。 中間サーバーから返却された処理通番は住基GW/ 【情報提供機能】 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受付 【情報照会機能】 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返 各業務システムにファイル転送を行う。	番号の付番を行う。 バーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号 へ送信する。 顔し、中間サーバーへの情報提供を行う。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等	[○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム	
	[〇]その他 (中間サーバー)	

システム6~10		
システム6		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	【符号管理機能】 情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 【情報服会機能】 情報提供未ットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 【情報提供機能】 情報提供機能】 情報提供水ットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 【既存システム接続機能】 団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 【情報提供等記録管理機能】 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 【情報提供データベース管理機能】 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 【データ送受信機能】 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 【セキュリティ管理機能】 セキュリティ管理機能】 セキュリティ管理機能】 セキュリティ管理機能】 セキュリティ管理機能】 セキュリティ管理機能】 セキュリティ管理機能】 セキュリティ管理機能】 ・セキュリティ管理機能】 ・セキュリティを管理するための機能。 【職員認証・権限管理機能】 ・セキュリティを管理するための機能。 【しきュリティを管理を発きして、保持・管理を表して、保持・管理は表づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 【システム管理機能】 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム [] その他 ()	

システム7	
①システムの名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、 市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
②システムの機能	【資格継続業務】 (①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 ・市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 ②被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) ・都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 ・また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 【高額該当回数の引き継ぎ業務】 ①継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) ・市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村の自保連合会へ送信する。 ②継続世帯の確定機能世帯症定リスト) ・転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 *ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。 【オンライン資格確認に係る医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供】 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保建合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []庁内連携システム []既存住民基本台帳システム []既存住民基本台帳システム []税務システム []税務システム []

システム8			
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等		
②システムの機能	医療保険者等向け中間サーバー等 は、医療保険者等全体または医療保険制度損断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)性称提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人権認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、提供事務に係る機能のうち情報限会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、1地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー(自治体中間サーバー)を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー(自治体中間サーバー)を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」は、情報提供ネットワークシステムを通じ作情報照金、提供事務(底の機能のうち情報服会及び情報提供、本人確認事務に係る機能の表本情報氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の組付けが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等による上に多いの無金を行う。 (1)資格歴歴管理(評価対象) (1)資格歴歴管理(評価対象) (1)資格歴歴管理(事話のて、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴フィルルといの無金を行う。 (1)資格歴歴管理(事話のて、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴フィルルといの無金をでは、資格度を受する。 達服で、医療保険者等向け中間サーバー等による上に別への無金を行う。 (3)ボーンライン資格能配をフィルとなーンライン資格能影等システムの資格情報の提供の工作の場を表しいでは支払基金が特定個人情報保護等システムの自動処理により、生成と収入を表しまいましまいましまいましまいましまいましまいましまいましまいましまいましまい		
③他のシステムとの接続	[O] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 就務システム [] その他 ()		
	<u> </u>		

システム9				
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能			
②システムの機能	【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能、マイナンバーカードの情報を読み取れる機能、システムから連携された住民のデータを参照し、手続きガイダンス及び申請書の作成ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能			
	[]情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	
	[〇]宛名システム等	[〕税務システム	
	[〇]その他 (サービス検索・電子申請機	钱能)
システム11~15				
システム16~20				

3. 特定個人情報ファイル名 (1)国民健康保税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル 4. 個人番号の利用 ※ ・番号法第9条第1項 別表の24の項及び44の項 •番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第2 4条 ・八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二 法令上の根拠 <オンライン資格確認業務> •番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項第73の2(J-LIS照会による本人確認) 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない ①実施の有無 実施する] 3) 未定 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令情報提供の根拠) 1. 2. 3. 5. 6. 13. 16. 19. 27. 38. 42. 48. 56. 65. 69. 83. 87. 111. 115. 125. 126. 131. 1 37. 141. 145. 158. 161. 164. 165. 166. 173の項 (主務省令情報照会の根拠) ②法令上の根拠 48.69.70.71の項 <オンライン資格確認業務>

6. 評価実施機関における担当部署

号を取得する等)

①部署	八戸市 市民環境部 国保年金課
②所属長の役職名	課長

・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符

7. 他の評価実施機関

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)国民健康保険税賦課ファイ	ル	
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	<選択肢> 「	
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	住登者および住登外者	
その必要性	国民健康保険税の賦課業務のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録される項目	<選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報	
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・5情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の賦課時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報 :税額を算出してこれを基に対象者に対し税額通知、各種証明書を発効するために保有 :国庫補助等を算定するために保有 ・医療保険関係情報 :国民健康保険税の税額を算出するために保有	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	令和2年12月1日	
⑥事務担当部署	市民環境部 国保年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
		[〇] 本人又は本人の代理人
		[O] 評価実施機関内の他部署 (市民課 生活福祉課 介護保険課 住民税課 収納課) 子育て支援課
①入手元 ※	:	[]行政機関・独立行政法人等 (
	•	[〇] 地方公共団体·地方独立行政法人 (市区町村
		[]民間事業者 ()
		[〇]その他 (日本年金機構)
		[〇] 紙 [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ
@1 = +:+		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
②入手方法		[〇] 情報提供ネットワークシステム
		[〇] その他 (サービス検索・電子申請機能
③使用目的 ※		・国民健康保険税の適正な賦課業務、納付書の作成に関する事務の実施のため
④使用の主体	使用部署	市民環境部 国保年金課
(受)及用07工作	使用者数	<選択肢>
⑤使用方法		国民健康保険業務に関する以下の事務において使用する。 ・国民健康保険税額(基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算)の計算、賦課・納税通知書および納付書の作成 また、番号法第19条第8号及び別表第二に規定された情報連携を実施するために使用する。
情報の突合		・特定個人情報の正確性維持のために、既存住基システムから個人番号を連携すると共に、宛名番号による
		突合を行う。 ・保険料計算および賦課の実施を目的として、地方税関係情報と申請情報を宛名番号を用いて突合し、所得 額を確認する
⑥使用開始日		令和2年12月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		(選択肢> (変託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託	托内容	アプリケーションに関する要望対応、障害対応、法制度改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査などを行う。	
②委託	氏先における取扱者数	<選択肢>10人未満10人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上	
③委託	托先名	株式会社エービッツ	
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再 委 託	⑤再委託の許諾方法	業務再委託承認申請書の提出を受け承認する	
	⑥再委託事項	システム開発元としてのアプリケーションのメンテナンス、問合せ対応及び調査	
委託	事項2~5		
委託	事項2	サービス検索・電子申請機能運用・保守業務	
①委託	托内容	サービス検索・電子申請機能の運用・保守業務	
②委託	f 先における取扱者数	<選択肢> [10人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 [3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
③委託	£ 先名	株式会社青森共同計算センター	
五	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない	
再 委 託	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
②委託先における取扱者数		<選択肢> [10人以上50人未満] 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
③委託先名		青森県国保連合会 (青森県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	

		〈選択肢〉
	④再委託の有無 ※	[再委託する]
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の青森県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、青森県国民健康保険団体連合会と再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、青森県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・ト記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービス以入トに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
委託	事項4	サービス検索・電子申請機能運用・保守業務
①委託	托内容	サービス検索・電子申請機能の運用・保守業務
②委託先における取扱者数		<選択肢> [10人未満] 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
③委託先名		株式会社青森共同計算センター
	④再委託の有無 ※	<選択肢>
再 委 託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項5		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
②委託先における取扱者数		<選択肢> [10人以上50人未満] 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
③委言	托先名	青森県国民健康保険団体連合会 (青森県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する]	
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の青森県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、青森県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティに対して、システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	
委託	事項6~10		
委託	事項6	サービス検索・電子申請機能運用・保守業務	
①委託内容		サービス検索・電子申請機能の運用・保守業務	
②委託先における取扱者数		<選択肢> [10人未満] 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社青森共同計算センター	
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	④再委託の有無 ※	<選択肢>	
再 委 託	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項11~15			
委託	委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移	転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (19) 件 [O] 移転を行っている (4) 件
12 六 19年407日 卅	[] 行っていない
提供先1	(別紙1)特定個人情報ファイルの提供先一覧 を参照
①法令上の根拠	(別紙1)特定個人情報ファイルの提供先一覧 を参照
②提供先における用途	(別紙1)特定個人情報ファイルの提供先一覧 を参照
③提供する情報	(別紙1)特定個人情報ファイルの提供先一覧 を参照
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	住登者および住登外者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
©IE IC / J / A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	(別紙1)特定個人情報ファイルの提供先一覧 を参照
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	
移転先1	(別紙2)特定個人情報ファイルの移転先一覧 を参照
①法令上の根拠	(別紙2)特定個人情報ファイルの移転先一覧 を参照
②移転先における用途	(別紙2)特定個人情報ファイルの移転先一覧 を参照
③移転する情報	(別紙2)特定個人情報ファイルの移転先一覧 を参照
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	住登者および住登外者
	[〇] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [O] 紙
҈ ⑦時期∙頻度	[] その他 () (別紙2)特定個人情報ファイルの移転先一覧 を参照
移転先2~5	、ハカキャー・ロット ID V ID TN V ID
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

6. 特定個人情報の保管・消去

<ハ戸市における措置>

・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンタのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画 に設置したサーバ内に保管。

・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。

・認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行う。

・届出書や電子データなどは執務室内での取り扱いに限られており、使用後は定められた場所で施錠して保管している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

•ISO/IEC27017, ISO/IEC27018の認証を受けている。

・日本国内でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース 内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<サービス検索・電子申請機能>

LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

•ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも 日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

保管場所 💥

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定(1. 特定個人情報ファイル名		
(2)国民健	康保険資格ファイル		
2. 基本	青報		
①ファイル	の種類 ※	<選択肢>	
②対象とな	なる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
③対象とな	なる本人の範囲 ※	住登者および住登外者	
	その必要性	国民健康保険の各種申請・届出業務のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録され	れる項目	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上	
	主な記録項目 ※	・識別情報	
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・5情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報 :国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有	
	全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日		令和2年12月1日	
⑥事務担当部署		市民環境部 国保年金課	

3. 特定	3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※			[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署 (市民課 生活福祉課 介護保険課 住民税課 収納課) 子育て支援課 [○]行政機関・独立行政法人等 (医療保険者、厚生労働省) [○]地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村、後期高齢者医療広域連合) [○]民間事業者 () (日本年金機構、青森県国民健康保険団体連合会)
②入手方法			[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (サービス検索・電子申請機能)
③使用目的 ※			・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定を行うため・資格確認書等のほか、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行うため・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定を行うため・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行うため・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下を行うため・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定を行うため・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため
④使用の主体		使用部署	市民環境部 国保年金課 市民環境部 市民サービスセンター(大館、下長、白銀、八戸駅、市川、館、是川、南浜、豊崎) 総合政策部 南郷事務所、島守市民サービスセンター
		使用者数	<選択肢>10人以上50人未満10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
⑤使用方法			・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定に使用する・資格確認書等のほか、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行に使用する・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定に使用する・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に使用する・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下の判定に使用する・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定に使用する・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)に使用する・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)に使用する
情報の突合		突合	・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、高齢受給者証の交付、 基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養標準負担額減額 の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定 疾患対象療養の申請の認定、特定疾病の保険者の認定を行うために、国民健康保険に加入している者の世 帯の所得および住民税の課税状況を突合する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため、雇用・労働関 係情報を突合する
⑥使用開始日			令和2年12月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		(選択肢> ((((((
委託	事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託	£内容	アプリケーションに関する要望対応、障害対応、法制度改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査などを行う。
②委託先における取扱者数		<選択肢>1) 10人未満2) 10人以上50人未満3) 50人以上100人未満4) 100人以上500人未満5) 500人以上1,000人未満6) 1,000人以上
③委託	E 先名	株式会社エービッツ
荆	④再委託の有無 ※	〈選択肢〉 [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑤再委託の許諾方法	業務再委託承認申請書の提出を受け承認する
	⑥再委託事項	システム開発元としてのアプリケーションのメンテナンス、問合せ対応及び調査
委託	事項2~5	
委託	事項2	資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
②委託先における取扱者数		<選択肢>10人以上50人未満10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
③委託	E 先名	青森県国民健康保険団体連合会
	④再委託の有無 ※	〈選択肢〉 [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処理の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。

事項3	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
 任内容	オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者 資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理および個人番号の紐 付けが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会、などを行う。
モ先における取扱者数	〈選択肢〉 (選択肢〉 10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
〔 先名	青森県国保連合会 (青森県国保連合会は、国保中央会に再委託する)
④再委託の有無 ※	<選択肢>[再委託する]1)再委託する 2)再委託しない
⑤再委託の許諾方法	委託先の青森県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、青森県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用·保守業務」を含む)
	任内容 任先における取扱者数 任先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法

委託	事項4	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数		<選択肢>
3委部	£ 先名	社会保険診療報酬支払基金
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項5		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務				
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)				
②委託先における取扱者数		<選択肢>10人以上50人未満10人以上50人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上				
③委託先名		青森県国民健康保険団体連合会 (青森県国保連合会は、国保中央会に再委託する)				
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない				
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の青森県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、青森県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。・クラウド事業者が提示すること。・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウド事業者が提示する責任共有モデルを埋除し、OSから上のレイヤーに対して、システム権業上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。				
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て				

事項6~10					
事項6	サービス検索・電子申請機能運用・保守業務				
	サービス検索・電子申請機能の運用・保守業務				
E先における取扱者数	 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 				
E 先名	株式会社青森共同計算センター				
④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない				
⑤再委託の許諾方法					
⑥再委託事項					
事項11~15					
事項16~20					
定個人情報の提供・移	を転(委託に伴うものを除く。)				
移転の有無	[O] 提供を行っている (30) 件 [O] 移転を行っている (7) 件 [] 行っていない				
先1	(別紙3)特定個人情報ファイルの提供先一覧 を参照				
たの根拠	(別紙3)特定個人情報ファイルの提供先一覧 を参照				
t先における用途	(別紙3)特定個人情報ファイルの提供先一覧 を参照				
はする情報	(別紙3)特定個人情報ファイルの提供先一覧 を参照				
させる情報の対象となる 数	<選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上				
tする情報の対象となる 範囲	住登者および住登外者				
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線				
‡方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
.,,,,,,	[]フラッシュメモリ				
	[]その他 ()				
月・ 頻度	(別紙3)特定個人情報ファイルの提供先及び移転先一覧 を参照				
	事項6 E内容 E先における取扱者数 E先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項 事項11~15 事項16~20 定個人情報の提供・移 移転の有無 た1 合上の根拠 性対る情報 対象となる 対象となる 対象となる は対する情報の対象となる を対 がある は対 がある は は は は は は は は は は は は は は は は は は は				

提供先2~5						
提供先6~10						
提供先11~15						
提供先16~20	提供先16~20					
移転先1	(別紙4)特定個人情報ファイルの移転先一覧 を参照					
①法令上の根拠	(別紙4)特定個人情報ファイルの移転先一覧 を参照					
②移転先における用途	(別紙4)特定個人情報ファイルの移転先一覧 を参照					
③移転する情報	(別紙4)特定個人情報ファイルの移転先一覧 を参照					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>					
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	住登者および住登外者					
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] 紙)					
⑦時期·頻度	プ時期・頻度 (別紙4)特定個人情報ファイルの提供先及び移転先一覧 を参照					
移転先2~5						
移転先6~10						
移転先11~15						
移転先16~20						

6. 特定個人情報の保管・消去

<八戸市における措置>

- ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンタのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画 に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
- ・認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認 証(ログイン)、認可 (処理権限の付与)、監査 (ログ運用) を行う。
- ・届出書や電子データなどは執務室内での取り扱いに限られており、使用後は定められた場所で施錠して保 管している。

- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録された クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事 業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を 満たしている。
- •ISO/IEC27017, ISO/IEC27018の認証を受けている。
- ・日本国内でデータを保管している。 保管場所 ※

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース 内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<サービス検索・電子申請機能>

LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去す る。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者 が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ 管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも 日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名						
(3)国民健康保険給付ファイル						
2. 基本情報						
①ファイルの種類 ※	<選択肢>					
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
③対象となる本人の範囲 ※	住登者および住登外者					
その必要性	国民健康保険の給付業務のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。					
④記録される項目	<選択肢> [100項目以上] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上					
主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 *業務関係情報 []国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] と露保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] ジョウ・教育関係情報 [] ジョー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号) :本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・5情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報 :対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・医療保険関係情報 :特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費・葬祭 の給付または原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認のために保有 ・公金受取口座情報 :公金受取口座への保険給付の支給を行う際に、当該口座情報を保有					
全ての記録項目 別添1を参照。						
5保有開始日	令和2年12月1日					
⑥事務担当部署	市民環境部 国保年金課					

3. 特定個人情報の入手・使用					
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署			
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (サービス検索・電子申請機能)			
③使用目的 ※		・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給するため ・特別療養給付の申請を確認するため ・高額療養費、高額介護合算療養費を支給するため ・出産育児一時金の給付または葬祭費・葬祭を支給するため ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認を支給するため			
④使用の主体	使用部署	市民環境部 国保年金課 市民環境部 市民サービスセンター(大館、下長、白銀、八戸駅、市川、館、是川、南浜、豊崎) 総合政策部 南郷事務所、島守市民サービスセンター			
	使用者数	 <選択肢> 10人以上50人未満 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 			
⑤使用方法		・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給に使用する ・特別療養給付の申請の確認に使用する ・高額療養費、高額介護合算療養費の支給に使用する ・出産育児一時金の給付または葬祭費・葬祭の給付に使用する ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認に使用する			
情報(0突合	・入院時食事療養費標準負担額減額、入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給、高額療養費、高額介護合算療養費の支給のため、被保険者情報と地方税関係情報を突合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費・葬祭の給付または原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認のため、被保険者情報と医療保険関係情報を突合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給のため、介護・高齢者福祉関係情報を突合する。			
⑥使用開始日		令和2年12月1日			

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託の有無 ※							
		(4)件					
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務					
①委託内容		アプリケーションに関する要望対応、障害対応、法制度改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や 調査などを行う。					
②委託先における取扱者数		<選択肢>(選択肢>10人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上					
③委託	托先名	株式会社エービッツ					
卸	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	⑤再委託の許諾方法	業務再委託承認申請書の提出を受け承認する					
	⑥再委託事項	システム開発元としてのアプリケーションのメンテナンス、問合せ対応及び調査					
委託	事項2~5						
委託	事項2	高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務					
①委託内容		 ・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 					
②委託先における取扱者数		 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 					
③委託	£ 先名	青森県国民健康保険団体連合会					
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。					
	⑥再委託事項	高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する 運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの 取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・ 登録)など。					

委託事項3		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務					
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)					
②委託先における取扱者数		<選択肢> [10人以上50人未満					
③委託	£先名	青森県国保連合会 (青森県国保連合会は、国保中央会に再委託する)					
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の青森県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、青森県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・1SO/IEC27017又はOSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・ロールデのでのデータ保管を条件としていること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・カーラウドービスの目か、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。・クラウド事業者が提供するクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのよう					
	⑥再委託事項	に確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 					
委託	車で	サービス検索・電子申請機能運用・保守業務					
		サービス検索・電子申請機能の運用・保守業務					
①委託内容 ②委託先における取扱者数							
③委託先名		株式会社青森共同計算センター					
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない					
	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						

委託事項6~10							
委託事項6		サービス検索・電子申請機能運用・保守業務					
①委託内容		サービス検索・電子申請機能の運用・保守業務					
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 3)50人以上100人未満 5)500人以上1,000人未満	4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会	社青森共同計算セン	ター			
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]		<選択肢>	
	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						
委託	委託事項11~15						
委託事項16~20							

5. 特定個人情報の提供・移	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[〇]提供を行っている (28)件 [〇]移転を行っている (2)件						
龙	[] 行っていない						
提供先1	(別紙5)特定個人情報ファイルの提供先一覧 を参照						
①法令上の根拠	(別紙5)特定個人情報ファイルの提供先一覧 を参照						
②提供先における用途	(別紙5)特定個人情報ファイルの提供先一覧 を参照						
③提供する情報	(別紙5)特定個人情報ファイルの提供先一覧 を参照						
④提供する情報の対象となる 本人の数	 〈選択肢〉 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 						
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	住登者および住登外者						
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線						
6 6 提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
	[] フラッシュメモリ []紙						
	[] その他 ()						
⑦時期·頻度	(別紙5)特定個人情報ファイルの提供先及び移転先一覧 を参照						
提供先2~5							
提供先6~10							
提供先11~15							
提供先16~20							
移転先1	(別紙6)特定個人情報ファイルの移転先一覧 を参照						
①法令上の根拠	(別紙6)特定個人情報ファイルの移転先一覧 を参照						
②移転先における用途	(別紙6)特定個人情報ファイルの移転先一覧 を参照						
③移転する情報	(別紙6)特定個人情報ファイルの移転先一覧 を参照						
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>						
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	住登者および住登外者						
	[]庁内連携システム []専用線						
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
	【 []フラッシュメモリ						
│ ⑦時期·頻度							
移転先2~5							
移転先6~10							
移転先11~15							
移転先16~20							

6. 特定個人情報の保管・消去

<ハ戸市における措置>

- ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンタのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画 に設置したサーバ内に保管。
- ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
- ・認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認 証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行う。
- ・届出書や電子データなどは執務室内での取り扱いに限られており、使用後は定められた場所で施錠して保 管している。

- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録された クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事 業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を 満たしている。
- •ISO/IEC27017, ISO/IEC27018の認証を受けている。
- ・日本国内でデータを保管している。
- ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース 内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

くサービス検索・電子申請機能>

LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去す る。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者 が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ 管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
- •ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも 日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

保管場所 ※

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(1)国民健康保険税賦課ファイル

1.自治体コート、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コート、8.宛名住所、9.宛名地番 10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年 月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コート、22.支店コート、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義 人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コート、34.送付 先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書か大、37.送付先方書漢字、38.対象年度、39.保険証番号、40.世帯主住民番号、41.旧自治体コード、 42.国保履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コンピュータ名、47.更新ユーザID、48.国保有効フラグ、49. 决裁状態、50.文字列型予備項目1、51.記載順位、52.続柄コート、53.資産割算定基礎額、54.住民税未申告該当コート、55.住民税非課税該当コー ド、56.稼得区分コード、57.所得把握区分コード、58.給与支払額、59.給与所得額、60.公的年金所得額、61.その他所得額、62.譲渡所得額、63.総 所得金額、64.所得合計控除額、65.公的年金等所得控除額、66.公的年金等控除額、67.給与特別控除額、68.国保用所得割算定基礎額、69.国 保用軽減判定用総所得金額、70.国保用基準総所得金額、71.ただし書き用給与支払額、72.ただし書き用給与所得額、73.ただし書き用総所得 金額、74.減額判定用年金雑所得額、75.特別控除額、76.繰り越し損失額、77.記録項目名、78.営業所得額、79.農業所得額、80.その他事業所 得額、81.不動産所得額、82.利子所得額、83.株式配当所得額、84.公募外貨配当所得額、85.公募他配当所得額、86.その他配当所得額、87.給 与額、88.主たる給与支払額、89.従たる給与支払額、90.給与支払額内数専従者給与額、91.公的年金支払額、92.年金雑所得額、93.その他雑 所得額、94.総合譲渡短期所得額、95.総合譲渡短期差引額、96.総合譲渡長期所得額、97.総合譲渡長期差引額、98.総合譲渡分特別控除額、 99.一時所得額、100.一時差引額、101.総合一時所得額、102.短期一般所得額、103.短期一般差引額、104.短期一般特別控除額、105.短期軽 減所得額、106.短期軽減差引額、107.短期軽減特別控除額、108.短期特別控除額、109.長期一般所得額、110.長期一般差引額、111.長期一般 特別控除額、112.長期特定所得額、113.長期特定差引額、114.長期特定特別控除額、115.長期軽課所得額、116.長期軽課差引額、117.長期軽 課特別控除額、118.長期特別所得額、119.長期特別差引額、120.長期特別特別控除額、121.長期特別控除額、122.土地等雑所得額、123.超短 期所得額、124.株式譲渡所得額、125.株式譲渡上場所得額、126.商品先物取引所得額、127.山林所得額、128.総合退職所得額、129.変動所得 額、130.臨時所得額、131.免税所得額、132.肉用牛売却価格、133.肉用牛免税対象所得額、134.肉用牛免税対象外所得額、135.雜損控除額、 136.医療費控除額、137.社会保険料控除額、138.小規模共済控除額、139.生命保険料控除額、140.個人年金保険料支払額、141.損害保険料 控除額、142.長期損害保険料支払額、143.寄附金控除額、144.合計控除額、145.控対配区分、146.配偶者区分、147.配偶者特別控除額、148. 配特有無区分フラグ、149.扶養一般該当人数、150.扶養年少該当人数、151.扶養特定該当人数、152.扶養老人該当人数、153.扶養同居老人該 当人数、154.扶養特障該当人数、155.扶養同居特障該当人数、156.扶養普障該当人数、157.未成年区分、158.老年者区分、159.寡婦区分、 160.障害者区分、161.勤労学生区分、162.住民税申告区分、163.本専区分、164.配専区分、165.青色専従該当人数、166.白色専従該当人数、 167.専従者控除額、168.繰越損失額、169.純損失額、170.譲渡繰越損失額、171.雜損失額、172.特定株式損失額、173.先物取引損失額、174. 居住用特定譲渡所得額、175.居住用特定損失額、176.繰越損失軽減純損失額、177.繰越損失軽減譲渡損失額、178.市町村端数切捨所得割 額、179.市町村均等割額、180.都道府県端数切捨所得割額、181.都道府県均等割額、182.資料区分、183.推定所得額、184.合計所得金額、 |185.固定税額、186.個人分税額、187.共有分税額、188.個人減免区分コード、189.老人70歳以上該当非該当フラグ、190.寝たきり65歳以上該当非 該当フラグ、191.障害者手帳該当非該当フラグ、192.知的障害者該当該当非該当フラグ、193.譲渡所得条文ID、194.特徴該当非該当フラグ、195.国 保資格区分、196.取得国保異動区分、197.取得事由国保異動事由、198.喪失国保異動区分、199.喪失事由国保異動事由、200.退職該当退職 異動事由区分、201.退職非該当退職異動事由区分、202.取得異動年月日、203.取得届出年月日、204.喪失異動年月日、205.喪失届出年月 日、206.退職該当異動年月日、207.退職該当届出年月日、208.退職非該当異動年月日、209.退職非該当届出年月日、210.分離配当所得額、 211.株式配当損失額、212.失業給与所得額、213.失業総所得金額、214.失業所得割算定基礎額、215.失業軽減判定用総所得金額、216.失業 基準総所得金額、217.失業ただし書き用給与所得額、218.失業ただし書き用総所得金額、219.失業者該当非該当フラグ、220.住民税未申告該 当コート、1、221.被扶養登録区分、222.旧個人番号、223.個人番号結合処理年月日、224.個人番号結合コンピュータ名、225.個人番号結合ユーザ名、 226.旧保険証番号、227.保険証番号結合処理年月日、228.保険証番号結合コンピュータ名、229.保険証番号結合ユーザ名、230.退避算定基礎額、 231.退避失業者算定基礎額、232.予備金額1、233.予備金額2、234.予備金額3、235.予備金額4、236.予備金額5、237.予備項目1、238.予備項 目2、239.資格有無フラグ0、240.介護資格有無フラグ0、241.国保退職有無フラグ0、242.世帯区分0、243.取得異動年月日0、244.保険証番号内連番 0、245.旧国保被保険者フラグ0、246.旧被扶養者フラグ0、247.失業者該当非該当フラグ0、248.有効フラグ0、249.資格有無フラグ1、250.介護資格有無フ ラグ1、251.国保退職有無フラグ1、252.世帯区分1、253.取得異動年月日1、254.保険証番号内連番1、255.旧国保被保険者フラグ1、256.旧被扶養 者フラグ1、257.失業者該当非該当フラグ1、258.有効フラグ1、259.資格有無フラグ2、260.介護資格有無フラグ2、261.国保退職有無フラグ2、262.世帯区 分2、263.取得異動年月日2、264.保険証番号内連番2、265.旧国保被保険者フラヴ2、266.旧被扶養者フラヴ2、267.失業者該当非該当フラヴ2、268. 有効フラグ2、269.資格有無フラグ3、270.介護資格有無フラグ3、271.国保退職有無フラグ3、272.世帯区分3、273.取得異動年月日3、274.保険証番号 内連番3、275.旧国保被保険者フラグ3、276.旧被扶養者フラグ3、277.失業者該当非該当フラグ3、278.有効フラグ3、279.資格有無フラグ4、280.介護資 格有無フラグ4、281.国保退職有無フラグ4、282.世帯区分4、283.取得異動年月日4、284.保険証番号内連番4、285.旧国保被保険者フラグ4、286.旧 被扶養者フラグ4、287.失業者該当非該当フラグ4、288.有効フラグ4、289.資格有無フラグ5、290.介護資格有無フラグ5、291.国保退職有無フラグ5、292. 世帯区分5、293.取得異動年月日5、294.保険証番号内連番5、295.旧国保被保険者フラグ5、296.旧被扶養者フラグ5、297.失業者該当非該当フラク 5、298.有効フラグ5、299.資格有無フラグ6、300.介護資格有無フラグ6、301.国保退職有無フラグ6、302.世帯区分6、303.取得異動年月日6、304.保険 証番号内連番6、305.旧国保被保険者フラグ6、306.旧被扶養者フラグ6、307.失業者該当非該当フラグ6、308.有効フラグ6、309.資格有無フラグ7、310. 介護資格有無フラグフ、311.国保退職有無フラグフ、312.世帯区分7、313.取得異動年月日7、314.保険証番号内連番7、315.旧国保被保険者フラグフ、 316.旧被扶養者フラグフ、317.失業者該当非該当フラグフ、318.有効フラグフ、319.資格有無フラグ8、320.介護資格有無フラグ8、321.国保退職有無フラグ 8、322.世帯区分8、323.取得異動年月日8、324.保険証番号内連番8、325.旧国保被保険者フラヴ8、326.旧被扶養者フラグ8、327.失業者該当非該 当フラグ8、328.有効フラグ8、329.資格有無フラグ9、330.介護資格有無フラグ9、331.国保退職有無フラグ9、332.世帯区分9、333.取得異動年月日9、 334.保険証番号内連番9、335.旧国保被保険者フラグ9、336.旧被扶養者フラグ9、337.失業者該当非該当フラグ9、338.有効フラグ9、339.資格有無フラ グ10、340.介護資格有無フラグ10、341.国保退職有無フラグ10、342.世帯区分10、343.取得異動年月日10、344.保険証番号内連番10、345.旧国保 被保険者フラグ10、346.旧被扶養者フラグ10、347.失業者該当非該当フラグ10、348.有効フラグ10、349.資格有無フラグ11、350.介護資格有無フラグ11、 351.国保退職有無フラグ11、352.世帯区分11、353.取得異動年月日11、354.保険証番号内連番11、355.旧国保被保険者フラグ11、356.旧被扶養 者フラグ11、357.失業者該当非該当フラグ11、358.有効フラグ11、359.資格有無フラグ12、360.介護資格有無フラグ12、361.国保退職有無フラグ12、362. 世帯区分12、363.取得異動年月日12、364.保険証番号内連番12、365.旧国保被保険者フラヴ12、366.旧被扶養者フラグ12、367.失業者該当非該 当フラグ12、368.有効フラグ12、369.世帯主個人番号、370.通知書番号、371.仮徴収通知書番号、372.本徴収通知書番号、373.所得割算定基礎 額、374.所得割額、375.資産割額、376.均等割人数、377.均等割額、378.平等割額、379.単身平等割額、380.算出額、381.軽減均等割額、382. 軽減平等割額、383.減免額、384.算定額、385.限度超過額、386.切り捨て端数額、387.年間保険税額、388.退職所得割算定基礎額、389.退職 所得割額、390.退職資産割算定基礎額、391.退職資産割額、392.退職均等割人数、393.退職均等割額、394.退職平等割額、395.退職単身平等 割額、396.退職算出額、397.退職軽減均等割額、398.退職軽減平等割額、399.退職減免額、400.退職算定額、401.退職限度超過額、402.退職 切り捨て端数額、403.退職年間保険税額、404.一般所得割算定基礎額、405.一般所得割額、406.一般資産割算定基礎額、407.一般資産割額、408.一般均等割人数、409.一般均等割額、410.一般平等割額、411.一般単身平等割額、412.一般算出額、413.一般軽減均等割額、414.一般軽減平等割額、415.一般減免額、416.一般算定額、417.一般限度超過額、418.一般切り捨て端数額、419.一般年間保険税額、420.世帯増減減額 月数、421.世帯増減月割減額、422.世帯増減一部増減額、423.合計分増減調整額、424.一般分増減調整額、425.退職者分増減調整額、426.世 帯区分、427.国保退職区分□一5、428.軽減区分、429.軽減判定合計所得額、430.賦課期日、431.賦課期日世帯主個人番号、432.賦課期日世帯 区分、433、賦課期日該当人数、434、未申告該当非該当フラグ、435.基準総所得金額、436.一般基準総所得金額、437、退職基準総所得金額、438.

```
対象月インデックス、439.合計決定保険税額、440.一般分決定保険税額、441.退職者分決定保険税額、442.普徴合計、443.普徴一般、444.普徴退
職、445.特徵合計、446.特徵一般、447.特徵退職、448.期別調定額仮算定額、449.期別調定額差引額、450.退職期別調定額仮算定額、451.退
職期別調定額差引額、452.一般期別調定額仮算定額、453.一般期別調定額差引額、454.特例区分□一、455.軽減申告区分、456.軽減申告入
力年月日、457.軽減申告訂正年月日、458.減免区分、459.医療減免額、460.医療退職減免額、461.介護減免額、462.介護退職減免額、463.支
援金減免額、464.支援金退職減免額、465.医療減免率、466.医療退職減免率、467.介護減免率、468.介護退職減免率、469.支援金減免率、
470.支援金退職減免率、471.端数処理コード、472.減免額入力年月日、473.減免額訂正年月日、474.軽減2割有効区分、475.軽減2割申請年月
日、476.軽減2割訂正年月日、477.徵収区分、478.激変軽減区分、479.激変軽減判定合計所得額、480.単身世帯軽減区分、481.条例減免額、
482.条例減免額退職、483.条例減免額一般、484.納期限01、485.納期限02、486.納期限03、487.納期限04、488.納期限05、489.納期限06、490.
納期限07、491.納期限08、492.納期限09、493.納期限10、494.納期限11、495.納期限12、496.納期限13、497.納期限14、498.納期限15、499.納
期限16、500.納期限17、501.納期限18、502.納期限19、503.納期限20、504.仮算本算区分、505.更正期数、506.計算区分、507.負担調整額、
508.退職分負担調整額、509.個人減免種別¬-ド、510.個人減免均等割額、511.個人減免平等割額、512.個人減免退職均等割額、513.個人減
免退職平等割額、514.個人減免前決定税額、515.個人減免前退職決定税額、516.個人減免額、517.個人退職減免額、518.個人減免判定用所
得額、519.個人減免判定用資産額、520.失業者軽減区分、521.失業者所得割算定基礎額、522.失業者所得割額、523.失業者算出額、524.失業
者算定額、525.失業者限度超過額、526.失業者切り捨て端数額、527.失業者年間保険税、528.失業者退職所得割算定基礎額、529.失業者退
職所得割額、530.失業者退職算出額、531.失業者退職算定額、532.失業者退職限度超過額、533.失業者退職切り捨て端数額、534.失業者退
職年間保険税、535.失業者一般所得割算定基礎額、536.失業者一般所得割額、537.失業者一般算出額、538.失業者一般算定額、539.失業者
 般限度超過額、540.失業者一般切り捨て端数額、541.失業者一般年間保険税、542.失業者合計分増減調整額、543.失業者一般分増減調整
額、544.失業者退職者分増減調整額、545.失業者合計決定保険税額、546.失業者一般分決定保険税額、547.支退職者分決定保険税額、548.
退避退職算定基礎額、549.退避失業者退職算定基礎額、550.介護区分コード、551.介護退職区分コード、552.被保数0、553.国保退職区分コード0、
554.退職被保数0、555.軽減区分0、556.単身世帯軽減区分0、557.軽減区分失業前0、558.未申告該当非該当フラグ0、559.旧国保被保数0、560.
賦課期日0、561.賦課期日被保数0、562.賦課期日旧国保被保数0、563.賦課期日合計所得額0、564.賦課期日合計所得額激変0、565.賦課期
日所得合計失業後0、566.賦課期日合計激変失業後0、567.賦課期日未申告該当非該当フラグ0、568.賦課期日世帯区分0、569.旧被扶養者数
0、570.個人減免種別コード0、571.個人減免被保数0、572.個人減免退職被保数0、573.介護個人減免被保数0、574.介護個人減免退職被保数
0、575.個人減免判定用所得額0、576.個人減免判定用資産額0、577.老人世帯該当非該当フラグ0、578.介護区分0、579.介護被保数0、580.介護
退職区分0、581.介護退職被保数0、582.被保数1、583.国保退職区分□-ド1、584.退職被保数1、585.軽減区分1、586.単身世帯軽減区分1、587.
軽減区分失業前1、588.未申告該当非該当フラグ1、589.旧国保被保数1、590.賦課期日1、591.賦課期日被保数1、592.賦課期日旧国保被保数
1、593.賦課期日合計所得額1、594.賦課期日合計所得額激変1、595.賦課期日所得合計失業後1、596.賦課期日合計激変失業後1、597.賦課
|期日未申告該当非該当フラグ1、598.賦課期日世帯区分1、599.旧被扶養者数1、600.個人減免種別コード1、601.個人減免被保数1、602.個人減免
退職被保数1、603.介護個人減免被保数1、604.介護個人減免退職被保数1、605.個人減免判定用所得額1、606.個人減免判定用資産額1、
607.老人世帯該当非該当フラグ1、608.介護区分1、609.介護被保数1、610.介護退職区分1、611.介護退職被保数1、612.被保数2、613.国保退職
区分コード2、614.退職被保数2、615.軽減区分2、616.単身世帯軽減区分2、617.軽減区分失業前2、618.未申告該当非該当フラグ2、619.旧国保被
保数2、620.賦課期日2、621.賦課期日被保数2、622.賦課期日旧国保被保数2、623.賦課期日合計所得額2、624.賦課期日合計所得額激変2、
625.賦課期日所得合計失業後2、626.賦課期日合計激変失業後2、627.賦課期日未申告該当非該当フラグ2、628.賦課期日世帯区分2、629.旧被
扶養者数2、630.個人減免種別コード2、631.個人減免被保数2、632.個人減免退職被保数2、633.介護個人減免被保数2、634.介護個人減免退職
被保数2、635.個人減免判定用所得額2、636.個人減免判定用資産額2、637.老人世帯該当非該当フラグ2、638.介護区分2、639.介護被保数2、
|640.介護退職区分2、641.介護退職被保数2、642.被保数3、643.国保退職区分コード3、644.退職被保数3、645.軽減区分3、646.単身世帯軽減区
分3、647.軽減区分失業前3、648.未申告該当非該当フラグ3、649.旧国保被保数3、650.賦課期日3、651.賦課期日被保数3、652.賦課期日旧国保
被保数3、653.賦課期日合計所得額3、654.賦課期日合計所得額激変3、655.賦課期日所得合計失業後3、656.賦課期日合計激変失業後3、
657.賦課期日未申告該当非該当フラグ3、658.賦課期日世帯区分3、659.旧被扶養者数3、660.個人減免種別コード3、661.個人減免被保数3、662.
個人減免退職被保数3、663.介護個人減免被保数3、664.介護個人減免退職被保数3、665.個人減免判定用所得額3、666.個人減免判定用資
産額3、667.老人世帯該当非該当フラグ3、668.介護区分3、669.介護被保数3、670.介護退職区分3、671.介護退職被保数3、672.被保数4、673.国
保退職区分コード4、674.退職被保数4、675.軽減区分4、676.単身世帯軽減区分4、677.軽減区分失業前4、678.未申告該当非該当フラグ4、679.旧
国保被保数4、680.賦課期日4、681.賦課期日被保数4、682.賦課期日旧国保被保数4、683.賦課期日合計所得額4、684.賦課期日合計所得額
激変4、685.賦課期日所得合計失業後4、686.賦課期日合計激変失業後4、687.賦課期日未申告該当非該当フラグ4、688.賦課期日世帯区分4、
689.旧被扶養者数4、690.個人減免種別コート、4、691.個人減免被保数4、692.個人減免退職被保数4、693.介護個人減免被保数4、694.介護個人
減免退職被保数4、695.個人減免判定用所得額4、696.個人減免判定用資産額4、697.老人世帯該当非該当フラグ4、698.介護区分4、699.介護
被保数4、700.介護退職区分4、701.介護退職被保数4、702.被保数5、703.国保退職区分コード5、704.退職被保数5、705.軽減区分5、706.単身世
帯軽減区分5、707.軽減区分失業前5、708.未申告該当非該当フラグ5、709.旧国保被保数5、710.賦課期日5、711.賦課期日被保数5、712.賦課期
日旧国保被保数5、713.賦課期日合計所得額5、714.賦課期日合計所得額激変5、715.賦課期日所得合計失業後5、716.賦課期日合計激変失
業後5、717.賦課期日未申告該当非該当フラグ5、718.賦課期日世帯区分5、719.旧被扶養者数5、720.個人減免種別コード5、721.個人減免被保数
5、722.個人減免退職被保数5、723.介護個人減免被保数5、724.介護個人減免退職被保数5、725.個人減免判定用所得額5、726.個人減免判
定用資産額5、727.老人世帯該当非該当フラグ5、728.介護区分5、729.介護被保数5、730.介護退職区分5、731.介護退職被保数5、732.被保数
6、733.国保退職区分コード6、734.退職被保数6、735.軽減区分6、736.単身世帯軽減区分6、737.軽減区分失業前6、738.未申告該当非該当フラク
6、739.旧国保被保数6、740.賦課期日6、741.賦課期日被保数6、742.賦課期日旧国保被保数6、743.賦課期日合計所得額6、744.賦課期日合計
所得額激変6、745.賦課期日所得合計失業後6、746.賦課期日合計激変失業後6、747.賦課期日未申告該当非該当フラグ6、748.賦課期日世帯
区分6、749.旧被扶養者数6、750.個人減免種別コート、6、751.個人減免被保数6、752.個人減免退職被保数6、753.介護個人減免被保数6、754.介
護個人減免退職被保数6、755.個人減免判定用所得額6、756.個人減免判定用資産額6、757.老人世帯該当非該当フラグ6、758.介護区分6、
759.介護被保数6、760.介護退職区分6、761.介護退職被保数6、762.被保数7、763.国保退職区分コート7、764.退職被保数7、765.軽減区分7
766.単身世帯軽減区分7、767.軽減区分失業前7、768.未申告該当非該当フラグフ、769.旧国保被保数7、770.賦課期日7、771.賦課期日被保数7
772.賦課期日旧国保被保数7、773.賦課期日合計所得額7、774.賦課期日合計所得額激変7、775.賦課期日所得合計失業後7、776.賦課期日合
計激変失業後7、777.賦課期日未申告該当非該当フラグ7、778.賦課期日世帯区分7、779.旧被扶養者数7、780.個人減免種別コード7、781.個人減
免被保数7、782.個人減免退職被保数7、783.介護個人減免被保数7、784.介護個人減免退職被保数7、785.個人減免判定用所得額7、786.個
人減免判定用資産額7、787.老人世帯該当非該当フラグ7、788.介護区分7、789.介護被保数7、790.介護退職区分7、791.介護退職被保数7、792
被保数8、793.国保退職区分コード8、794.退職被保数8、795.軽減区分8、796.単身世帯軽減区分8、797.軽減区分失業前8、798.未申告該当非該
当フラグ8、799.旧国保被保数8、800.賦課期日8、801.賦課期日被保数8、802.賦課期日旧国保被保数8、803.賦課期日合計所得額8、804.賦課期
日合計所得額激変8、805.賦課期日所得合計失業後8、806.賦課期日合計激変失業後8、807.賦課期日未申告該当非該当フラグ8、808.賦課期
日世帯区分8、809.旧被扶養者数8、810.個人減免種別コート8、811.個人減免被保数8、812.個人減免退職被保数8、813.介護個人減免被保数
8、814.介護個人減免退職被保数8、815.個人減免判定用所得額8、816.個人減免判定用資産額8、817.老人世帯該当非該当フラグ8、818.介護
区分8、819.介護被保数8、820.介護退職区分8、821.介護退職被保数8、822.被保数9、823.国保退職区分コード9、824.退職被保数9、825.軽減区
分9、826.单身世帯軽減区分9、827.軽減区分失業前9、828.未申告該当非該当フラグ9、829.旧国保被保数9、830.賦課期日9、831.賦課期日被保
数9、832.賦課期日旧国保被保数9、833.賦課期日合計所得額9、834.賦課期日合計所得額激変9、835.賦課期日所得合計失業後9、836.賦課
期日合計激変失業後9、837.賦課期日未申告該当非該当フラグ9、838.賦課期日世帯区分9、839.旧被扶養者数9、840.個人減免種別コード9、841
個人減免被保数9、842.個人減免退職被保数9、843.介護個人減免被保数9、844.介護個人減免退職被保数9、845.個人減免判定用所得額9、
846.個人減免判定用資産額9、847.老人世帯該当非該当フラグ9、848.介護区分9、849.介護被保数9、850.介護退職区分9、851.介護退職被保数
```

```
|9、852.被保数10、853.国保退職区分コード10、854.退職被保数10、855.軽減区分10、856.単身世帯軽減区分10、857.軽減区分失業前10、858.未
申告該当非該当フラグ10、859.旧国保被保数10、860.賦課期日10、861.賦課期日被保数10、862.賦課期日旧国保被保数10、863.賦課期日合計
所得額10、864.賦課期日合計所得額激変10、865.賦課期日所得合計失業後10、866.賦課期日合計激変失業後10、867.賦課期日未申告該当
非該当フラグ10、868.賦課期日世帯区分10、869.旧被扶養者数10、870.個人減免種別コード10、871.個人減免被保数10、872.個人減免退職被保
数10、873.介護個人減免被保数10、874.介護個人減免退職被保数10、875.個人減免判定用所得額10、876.個人減免判定用資産額10、877.老
人世帯該当非該当フラグ10、878.介護区分10、879.介護被保数10、880.介護退職区分10、881.介護退職被保数10、882.被保数11、883.国保退閘
区分コート、11、884.退職被保数11、885.軽減区分11、886.単身世帯軽減区分11、887.軽減区分失業前11、888.未申告該当非該当フラグ11、889.旧
国保被保数11、890.賦課期日11、891.賦課期日被保数11、892.賦課期日旧国保被保数11、893.賦課期日合計所得額11、894.賦課期日合計所
得額激変11、895.賦課期日所得合計失業後11、896.賦課期日合計激変失業後11、897.賦課期日未申告該当非該当フラグ11、898.賦課期日世
带区分11、899.旧被扶養者数11、900.個人減免種別コート11、901.個人減免被保数11、902.個人減免退職被保数11、903.介護個人減免被保数
11、904.介護個人減免退職被保数11、905.個人減免判定用所得額11、906.個人減免判定用資産額11、907.老人世帯該当非該当フラグ11、908.
介護区分11、909.介護被保数11、910.介護退職区分11、911.介護退職被保数11、912.被保数12、913.国保退職区分コード12、914.退職被保数
12、915.軽減区分12、916.単身世帯軽減区分12、917.軽減区分失業前12、918.未申告該当非該当フラグ12、919.旧国保被保数12、920.賦課期日
12、921.賦課期日被保数12、922.賦課期日旧国保被保数12、923.賦課期日合計所得額12、924.賦課期日合計所得額激変12、925.賦課期日所
得合計失業後12、926.賦課期日合計激変失業後12、927.賦課期日未申告該当非該当フラグ12、928.賦課期日世帯区分12、929.旧被扶養者数
12、930.個人減免種別コード12、931.個人減免被保数12、932.個人減免退職被保数12、933.介護個人減免被保数12、934.介護個人減免退職被
保数12、935.個人減免判定用所得額12、936.個人減免判定用資産額12、937.老人世帯該当非該当フラグ12、938.介護区分12、939.介護被保数
12、940.介護退職区分12、941.介護退職被保数12、942.期別01期調定額、943.期別02期調定額、944.期別03期調定額、945.期別04期調定額、
946.期別05期調定額、947.期別06期調定額、948.期別07期調定額、949.期別08期調定額、950.期別09期調定額、951.期別10期調定額、952.期
別11期調定額、953.期別12期調定額、954.期別13期調定額、955.期別14期調定額、956.期別15期調定額、957.期別16期調定額、958.期別17期
調定額、959.期別18期調定額、960.期別19期調定額、961.期別20期調定額、962.退職01期期別調定額、963.退職02期期別調定額、964.退職03
期期別調定額、965.退職04期期別調定額、966.退職05期期別調定額、967.退職06期期別調定額、968.退職07期期別調定額、969.退職08期期
別調定額、970.退職09期期別調定額、971.退職10期期別調定額、972.退職11期期別調定額、973.退職12期期別調定額、974.退職13期期別調
定額、975.退職14期期別調定額、976.退職15期期別調定額、977.退職16期期別調定額、978.退職17期期別調定額、979.退職18期期別調定
額、980.退職19期期別調定額、981.退職20期期別調定額、982.期別特01期調定額、983.期別特02期調定額、984.期別特03期調定額、985.期別
特04期調定額、986.期別特05期調定額、987.期別特06期調定額、988.期別特07期調定額、989.期別特08期調定額、990.期別特09期調定額、
991.退職特01期期別調定額、992.退職特02期期別調定額、993.退職特03期期別調定額、994.退職特04期期別調定額、995.退職特05期期別調
定額、996.退職特06期期別調定額、997.退職特07期期別調定額、998.退職特08期期別調定額、999.退職特09期期別調定額、1000.徴収区分
資格判定結果、1001.徴収区分2分の1判定結果、1002.徴収区分登録年月日、1003.徴収区分設定理由区分、1004.判定時更正履歴番号、
1005.徵収区分備考、1006.特徵開始月、1007.特徵開始期、1008.年金支給額、1009.介護引落額、1010.国保引落額1、1011.国保引落額2、
1012.国保引落端数額、1013.医療引落額1、1014.医療引落額2、1015.医療引落端数額、1016.介護引落額1、1017.介護引落額2、1018.介護引
落端数額、1019.支援金引落額1、1020.支援金引落額2、1021.支援金引落端数額、1022.医療退職引落額1、1023.医療退職引落額2、1024.医療
退職引落端数額、1025.介護退職引落額1、1026.介護退職引落額2、1027.介護退職引落端数額、1028.支援金退職引落額1、1029.支援金退職
引落額2、1030.支援金退職引落端数額、1031.特徴依頼フラグ、1032.特徴依頼年月日、1033.特徴停止フラグ、1034.特徴停止年月日、1035.特徴
依頼、1036.特徴依頼結果、1037.年金名称、1038.特別徴収義務者コート、1039.義務者名称、1040.年度切替コピーフラグ、1041.氏名漢字、1042.氏名カナ、1043.年齢、1044.性別名称、1045.退職者フラグ、1046.準資格該当準資格区分、1047.住民区分、1048.存在フラグ、1049.世帯番号、1050.世
带主氏名漢字、1051.県市名漢字、1052.現住所地番方書、1053.現住所郵便番号、1054.前住所コート、1055.前住所地番方書、1056.前住所郵便
番号、1057.発行日、1058.発行フラグ、1059.連番、1060.役場郵便番号、1061.自治体住所、1062.自治体住所地番、1063.郡名、1064.市町村名
称、1065.当方郵便番号、1066.当方住所、1067.当方電話番号、1068.当方内線番号、1069.当方市町村名称、1070.当方課名、1071.備考_255、
1072.被扶養者個人番号、1073.申請年月日、1074.訂正年月日、1075.国保被扶養区分、1076.扶養者個人番号、1077.国保被扶養者国保備考
欄、1078.国保被扶養者登録区分、1079.起因区分、1080.国保異動事由、1081.異動年月日、1082.異動連番、1083.退職者該当非該当フラグ、
1084.更正連番、1085.決議連番、1086.国保異動事由コード名称、1087.届出年月日、1088.賦課更正処理年月日、1089.現年過年区分、1090.決
議日、1091.特例開始事由区分、1092.特例開始年月日、1093.特例開始届出年月日、1094.特例終了事由区分、1095.特例終了年月日、1096.特
例終了届出年月日、1097.介護2号適用除外国保備考欄、1098.特例施設区分、1099.最新フラグ、1100.賦課年度、1101.最終期数、1102.収納反
映04月期数、1103.医療分合計04月期別税額、1104.医療分退職04月期別税額、1105.介護分合計04月期別税額、1106.介護分退職04月期別
税額、1107.支援金分合計04月期別税額、1108.支援金分退職04月期別税額、1109.収納反映05月期数、1110.医療分合計05月期別税額、
1111.医療分退職05月期別税額、1112.介護分合計05月期別税額、1113.介護分退職05月期別税額、1114.支援金分合計05月期別税額、1115.
支援金分退職05月期別税額、1116.収納反映06月期数、1117.医療分合計06月期別税額、1118.医療分退職06月期別税額、1119.介護分合計
06月期別税額、1120.介護分退職06月期別税額、1121.支援金分合計06月期別税額、1122.支援金分退職06月期別税額、1123.収納反映07月
期数、1124.医療分合計07月期別税額、1125.医療分退職07月期別税額、1126.介護分合計07月期別税額、1127.介護分退職07月期別税額、
1128.支援金分合計07月期別税額、1129.支援金分退職07月期別税額、1130.収納反映08月期数、1131.医療分合計08月期別税額、1132.医療
分退職08月期別税額、1133.介護分合計08月期別税額、1134.介護分退職08月期別税額、1135.支援金分合計08月期別税額、1136.支援金分
退職08月期別稅額、1137.収納反映09月期数、1138.医療分合計09月期別稅額、1139.医療分退職09月期別稅額、1140.介護分合計09月期別
税額、1141.介護分退職09月期別税額、1142.支援金分合計09月期別税額、1143.支援金分退職09月期別税額、1144.収納反映10月期数、
1145.医療分合計10月期別税額、1146.医療分退職10月期別税額、1147.介護分合計10月期別税額、1148.介護分退職10月期別税額、1149.支
援金分合計10月期別税額、1150.支援金分退職10月期別税額、1151.収納反映11月期数、1152.医療分合計11月期別税額、1153.医療分退職
11月期別税額、1154.介護分合計11月期別税額、1155.介護分退職11月期別税額、1156.支援金分合計11月期別税額、1157.支援金分退職11
月期別税額、1158.収納反映12月期数、1159.医療分合計12月期別税額、1160.医療分退職12月期別税額、1161.介護分合計12月期別税額、
1162.介護分退職12月期別税額、1163.支援金分合計12月期別税額、1164.支援金分退職12月期別税額、1165.収納反映01月期数、1166.医療
分合計01月期別税額、1167.医療分退職01月期別税額、1168.介護分合計01月期別税額、1169.介護分退職01月期別税額、1170.支援金分合
計01月期別税額、1171.支援金分退職01月期別税額、1172.収納反映02月期数、1173.医療分合計02月期別税額、1174.医療分退職02月期別
税額、1175.介護分合計02月期別税額、1176.介護分退職02月期別税額、1177.支援金分合計02月期別税額、1178.支援金分退職02月期別税
額、1179.収納反映03月期数、1180.医療分合計03月期別税額、1181.医療分退職03月期別税額、1182.介護分合計03月期別税額、1183.介護
分退職03月期別税額、1184.支援金分合計03月期別税額、1185.支援金分退職03月期別税額、1186.履歴番号、1187.有効フラグ、1188.登録年
月日、1189.減免理由コート、1190.減免理由、1191.前回登録年月日、1192.前回申請年月日、1193.前回減免理由コート、1194.前回減免理由、
1195.前回医療減免額、1196.前回医療退職減免額、1197.前回支援金減免額、1198.前回支援金退職減免額、1199.前回介護減免額、1200.前
回介護退職減免額、1201.平等割減免率、1202.平等割減免該当フラグ01、1203.平等割減免該当フラグ02、1204.平等割減免該当フラグ03、1205.平
等割減免該当フラグ04、1206.平等割減免該当フラグ05、1207.平等割減免該当フラグ06、1208.平等割減免該当フラグ07、1209.平等割減免該当フラク
08、1210.平等割減免該当フラグ09、1211.平等割減免該当フラグ10、1212.平等割減免該当フラグ11、1213.平等割減免該当フラグ12、1214.平等割減
免額医療、1215.平等割減免額支援、1216.平等割減免額介護、1217.均等割減免率、1218.均等割減免該当フラグ01、1219.均等割減免該当フラク
02、1220.均等割減免該当フラグ03、1221.均等割減免該当フラグ04、1222.均等割減免該当フラグ05、1223.均等割減免該当フラグ06、1224.均等割減
|免該当フラグ07、1225.均等割減免該当フラグ08、1226.均等割減免該当フラグ09、1227.均等割減免該当フラグ10、1228.均等割減免該当フラグ11、
```

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2)国民健康保険資格ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名 地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月 日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コート、22.支店コート、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、 26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番 号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.保険証番号、39.CPU連番、 40.国保資格区分、41.国保履歴番号、42.初期登録業務日時、43.更新業務日時、44.更新システム日時、45.更新コンピュータ名、46.更新ューザ ID、47.国保有効フラグ、48.決裁状態、49.旧自治体コード、50.文字列型予備項目1、51.保険証番号内連番、52.取得事由国保異動事由、53 取得国保異動区分、54.取得異動年月日、55.取得届出年月日、56.取得時効年月日、57.喪失事由国保異動事由、58.喪失国保異動区 分、59.喪失異動年月日、60.喪失届出年月日、61.喪失時効年月日、62.続柄コート、63.記載順位、64.次CPU連番、65.前CPU連番、66.国 保世帯最新フラグ、67.国保個人最新フラグ、68.抹消フラグ、69.旧保険証番号、70.保険証番号結合処理年月日、71.保険証番号結合コンピュー タ名、72.保険証番号結合ユーザ名、73.旧個人番号、74.個人番号結合処理年月日、75.個人番号結合コンピュータ名、76.個人番号結合ユーザ 名、77.取得旧被扶養者区分、78.喪失旧被扶養者区分、79.給付開始年月日、80.国保異動事由、81.国保異動区分、82.世帯主開始年月 日、83.世帯主開始届出年月日、84.世帯主終了年月日、85.世帯主終了届出年月日、86.世帯主世帯区分、87.世帯開始年月日、88.世帯 終了年月日、89.証区分、90.最新フラグ、91.交付ユーザID、92.交付年月日、93.設定有効年月日、94.回収ユーザID、95.回収年月日、96.保険 証最新フラグ、97.保険証形態区分、98.保険証種別区分、99.一般退職区分、100.学遠区分、101.発行年月日、102.交付氏名カナ、103.交付 氏名漢字、104.保険証交付理由区分、105.保険証交付方法区分、106.保険証回収方法区分、107.高齢者証有無フラグ、108.高齢者最新 フラグ、109.高齢者国保履歴番号、110.高齢者判定連番、111.高齢者負担区分、112.負担割合、113.高齢者発効期年月日、114.高齢者年 齢到達年月日、115.減額認定申請最新フラグ、116.減額認定申請国保履歴番号、117.減額認定申請発効期日、118.減額認定申請適用 区分コート、119.マル長該当年月日、120.マル長非該当年月日、121.特定疾病最新フラグ、122.特定疾病交付区分、123.特定疾病認定区分、 124.特定疾病自己負担限度額、125.特定疾病発行期日、126.申請履歴番号、127.発行履歴国保メモ、128.短期証種別区分、129.退職該 当退職異動事由区分、130.退職該当異動年月日、131.退職該当届出年月日、132.退職該当時効年月日、133.退職非該当退職異動事 由区分、134.退職非該当異動年月日、135.退職非該当届出年月日、136.退職非該当時効年月日、137.本扶区分、138.国保年金名称□-、139.国保年金種別コード、140.年金取得年月日、141.国保扶養事由区分、142.扶養開始年月日、143.本人の個人番号、144.本人との 続柄コード、145.準資格該当準資格区分、146.準資格施設区分、147.準資格該当異動年月日、148.準資格該当届出年月日、149.準資格 非該当準資格区分、150.準資格非該当異動年月日、151.準資格非該当届出年月日、152.準資格非該当予定年月日、153.施設名称漢 字、154.対象年度、155.判定連番、156.判定負担区分、157.前回負担区分、158.途中変更負担区分、159.途中変更適用年月日、160.判 定事由コート、161.判定事由該当年月日、162.適用年月日、163.国保再判定区分、164.一定以上所得区分コート、165.低所得区分コート 166.申請区分コート、167.申請年月日、168.住民税非課税該当コート、169.世帯非課税区分コート、170.低所得用合計所得額、171.世帯内最 高所得額、172.高齢者老人該当人数、173.高齢者老人判定所得額、174.資料区分、175.市町村均等割額、176.端数切捨済市町村所得 割額、177.課税所得金額、178.課税非課税区分コード、179.所得データ区分、180.所得データ取込年月日、181.所得取込み区分、182.入力年 月日、183.世帯負担区分、184.前回世帯負担区分、185.世帯未申告区分、186.高齢者老人判定収入額、187.老人区分、188.高齢者到達 予定フラグ、189.被保険者数16歳未満、190.被保険者数19歳未満、191.住民税課税所得金額、192.旧ただし書き所得不明フラグ、193.旧た だし書き所得、194.高齢者旧ただし書き所得合計、195.旧ただし書き所得判定適用フラグ、196.負担区分01、197.負担区分02、198.負担区 分03、199.負担区分04、200.負担区分05、201.負担区分06、202.負担区分07、203.負担区分08、204.負担区分09、205.負担区分10、206. 負担区分11、207.負担区分12、208.処理年月日、209.発効期年月日、210.非該当年月日、211.離職年月日、212.離職理由区分、213.備 考_255、214.社保異動年月日、215.社保保険証交付年月日、216.保険者番号、217.保険者名称、218.住所、219.電話番号、220.郵便番 号、221.事業所名、222.社保記号、223.社保番号、224.社保被保険者氏名漢字、225.国保異動年月日、226.国保届出年月日、227.国保 保険者国保備考欄、228.処理フラグ、229.員番、230.特例開始事由区分、231.特例開始年月日、232.特例開始届出年月日、233.特例終了 事由区分、234.特例終了年月日、235.特例終了届出年月日、236.介護2号適用除外国保備考欄、237.特例施設区分、238.課税区分01、 239.課税区分02、240.課税区分03、241.課税区分04、242.課税区分05、243.課税区分06、244.課税区分07、245.課税区分08、246.課税 区分09、247、課税区分10、248、課税区分11、249、課税区分12、250.該当終了年月日、251.長期入院該当年月日、252.高齢者該当非該 当フラグ、253.国保認定申請国保備考欄、254.該当年月日、255.世帯主個人番号、256.入力区分、257.氏名漢字、258.氏名カナ、259.年 齢、260.性別名称、261.退職者フラグ、262.住民区分、263.存在フラグ、264.世帯区分、265.世帯番号、266.世帯主氏名漢字、267.県市名漢字、268.現住所地番方書、269.現住所郵便番号、270.前住所コート、271.前住所地番方書、272.前住所郵便番号、273.発行日、274.発行フ ラグ、275.連番、276.役場郵便番号、277.自治体住所、278.自治体住所地番、279.郡名、280.市町村名称、281.当方郵便番号、282.当方 住所、283.当方電話番号、284.当方内線番号、285.当方市町村名称、286.当方課名、287.取込連番、288.初回取込連番、289.発行区分 コート、290.給付差止コート、291.完納国保データフラグ、292.処分基準賦課年度、293.処分基準対象年度、294.処分基準国保期別、295.処分 基準通知書番号、296.処分基準納期限、297.処分基準期別税額、298.処分基準期別収納額、299.予定有効年月日、300.発行済保険証 種別区分、301.高校生以下人数、302.執行停止区分、303.国保申請対象区分コード、304.国保弁明書文章、305.受付ユーザID、306.承認種 別、307.承認年月日、308.承認期間開始年月日、309.承認期間終了年月日、310.承認ユーサID、311.弁明書国保備考欄、312.相談年月 日、313.相談者氏名漢字、314.相談者続柄コート、315.国保相談内容文章、316.国保連絡区分、317.相談ユーザID、318.国保納税相談文 章、319.適用除外区分、320.医療受給開始年月日、321.医療受給終了年月日、322.国保適用除外文章、323.特事区分、324.申請内容文 章、325.国保特別の事情文章、326.通知書種別区分、327.開始届出年月日、328.終了年月日、329.終了届出年月日、330.履歴番号、 331.サブ履歴番号、332.有効フラグ、333.履歴判定、334.徴収区分、335.決議年月日、336.住民税異動区分コード、337.異動年月日、338.住 民税整理番号、339.賦課資料区分コート、340.書式区分、341.無職無収入コート、342.均等割区分、343.均等割パターン番号、344.営業所得 額、345.農業所得額、346.その他事業所得額、347.不動産所得額、348.利子所得額、349.配当所得フラグ、350.配当所得額、351.株式配 当所得額、352.公募外貨配当所得額、353.公募他配当所得額、354.その他配当所得額、355.所得税配当所得額、356.所得税株式配当 所得額、357.所得税公募外貨配当所得額、358.所得税公募他配当所得額、359.所得税その他配当所得額、360.給与所得額、361.主た る給与支払額、362.従たる給与支払額、363.給与支払額内数専従者給与額、364.特定支出控除額、365.雑所得額、366.公的年金支払

|額、367.年金雜所得額、368.その他雜所得額、369.総合譲渡短期所得額、370.総合譲渡短期差引額、371.総合譲渡長期所得額、372.総 合譲渡長期差引額、373.総合譲渡分特別控除額、374.総合譲渡特別設定フラグ、375.総合譲渡逆算フラグ、376.一時所得額、377.一時差 引額、378.総合一時所得額、379.短期一般所得額、380.短期一般差引額、381.短期一般特別控除額、382.短期軽減所得額、383.短期軽 減差引額、384.短期軽減特別控除額、385.長期一般所得額、386.長期一般差引額、387.長期一般特別控除額、388.長期特定所得額、 389.長期特定差引額、390.長期特定特別控除額、391.長期軽課所得額、392.長期軽課差引額、393.長期軽課特別控除額、394.長期特 別所得額、395.長期特別差引額、396.長期特別特別控除額、397.土地等維所得額、398.超短期所得額、399.株式譲渡所得額、400.株式 譲渡一般分所得額、401.株式譲渡新規公開分所得額、402.株式譲渡特別控除額、403.商品先物取引所得額、404.山林所得額、405.山 林特別控除額、406.退職所得額、407.退職所得控除額、408.退職支払額、409.市町村源泉退職所得割額、410.都道府県源泉退職所得 割額、411.勤続年数、412.就職年月日、413.退職年月日、414.総合退職所得額、415.総合退職所得控除額、416.特例適用条文1、417.特 例適用条文2、418.特例適用条文3、419.変動所得額、420.前年変動所得額、421.前々年変動所得額、422.臨時所得額、423.平均課税対 象金額、424.免稅所得額、425.內用牛売却価格、426.內用牛免稅対象所得額、427.內用牛免稅対象外所得額、428.非課稅所得額、429 申告0円所得区分01、430.申告0円所得区分02、431.申告0円所得区分03、432.申告0円所得区分04、433.申告0円所得区分05、434.申 告0円所得区分06、435.申告0円所得区分07、436.申告0円所得区分08、437.申告0円所得区分09、438.申告0円所得区分10、439.最高 所得区分、440.総所得金額、441.合計所得金額、442.総所得金額等、443.所得稅総所得金額、444.所得稅合計所得金額、445.所得稅総 所得金額等、446.総所得損通所得額、447.総合短期損通所得額、448.総合長期損通所得額、449.短期一般損通所得額、450.短期軽減 損通所得額、451.長期一般損通所得額、452.長期特定損通所得額、453.長期軽課損通所得額、454.長期特別損通所得額、455.土地等 雜損通所得額、456.超短期損通所得額、457.山林損通所得額、458.株式讓渡損通所得額、459.商品先物取引損通所得額、460.退職損 通所得額、461.所得税総所得損通所得額、462.所得税総合短期損通所得額、463.所得税総合長期損通所得額、464.所得税短期一般 損通所得額、465.所得税短期軽減損通所得額、466.所得稅長期一般損通所得額、467.所得稅長期特定損通所得額、468.所得稅長期 軽課損通所得額、469.所得稅長期特別損通所得額、470.所得稅土地等雜損通所得額、471.所得稅超短期損通所得額、472.所得稅株 式讓渡損通所得額、473.所得税商品先物取引損通所得額、474.所得税山林損通所得額、475.所得稅退職損通所得額、476.雜損控除 額、477.医療費控除額、478.社会保険料控除額、479.小規模共済控除額、480.生命保険料控除額、481.所得税生命保険料控除額、482 生命保険料支払額、483.個人年金保険料支払額、484.損害保険料控除額、485.所得税損害保険料控除額、486.損害保険料支払額、 487.長期損害保険料支払額、488.寄付控除フラグ、489.寄付控除額、490.所得税寄付金控除額、491.合計控除額、492.所得税合計控除 額、493.控対配該当コード、494.配偶者区分、495.配特有無区分フラグ、496.配偶者特別控除額、497.所得税配偶者特別控除額、498.配偶 者合計所得金額、499.扶養一般該当人数、500.扶養年少該当人数、501.扶養特定該当人数、502.扶養老人該当人数、503.扶養同居老 人該当人数、504.扶養特障該当人数、505.扶養同居特障該当人数、506.扶養普障該当人数、507.未成年該当コード、508.老年者該当コー ド、509.寡婦該当コード、510.障害者該当コード、511.勤労学生該当コード、512.住民税申告区分、513.本専区分、514.配専区分、515.青色専 従該当人数、516.白色専従該当人数、517.専従者控除額、518.繰越損失額、519.純損失額、520.譲渡繰越損失額、521.雑損失額、522. 特定株式損失額、523.当年純損失額、524.当年譲渡繰越損失額、525.当年雑損失額、526.当年特定株式損失額、527.前純損失額、528 前讓渡繰越損失額、529.前雜損失額、530.前特定株式損失額、531.前々純損失額、532.前々讓渡繰越損失額、533.前々雑損失額、534 前々特定株式損失額、535.所得稅総所得課標額、536.所得稅短期一般課標額、537.所得稅短期軽減課標額、538.所得稅長期一般課 標額、539.所得税長期特定課標額、540.所得税長期軽課課標額、541.所得税長期特別課標額、542.所得税土地等雑課標額、543.所得 税超短期課標額、544.所得税株式課標額、545.所得税商品先物取引課標額、546.所得税山林課標額、547.所得税退職課標額、548.総 所得所得税額、549.短期一般所得税額、550.短期軽減所得税額、551.長期一般所得税額、552.長期特定所得税額、553.長期軽課所得 税額、554.長期特別所得税額、555.土地等雑所得税額、556.超短期所得税額、557.株式所得税額、558.商品先物取引所得稅額、559.山 林所得税額、560.退職所得税額、561.所得税配当控除額、562.住宅借入金特別控除額、563.その他特別控除額、564.定率控除前所得 税額、565.所得税災害減免額、566.所得税外国税額控除額、567.所得税特別減税額、568.所得税定率控除額、569.定率控除後所得税 額、570.所得税額、571.所得税額チェックフラグ、572.総所得課標額、573.短期一般課標額、574.短期軽減課標額、575.長期一般課標額、 576.長期特定課標額、577.長期軽課課標額、578.長期特別課標額、579.土地等雑課標額、580.超短期課標額、581.株式課標額、582.商 品先物取引課標額、583.山林課標額、584.退職課標額、585.市町村総所得所得割額、586.市町村短期一般所得割額、587.市町村短期 軽減所得割額、588.市町村長期一般所得割額、589.市町村長期特定所得割額、590.市町村長期軽課所得割額、591.市町村長期特別 所得割額、592.市町村土地等雑所得割額、593.市町村超短期所得割額、594.市町村株式所得割額、595.市町村商品先物取引所得割 額、596.市町村山林所得割額、597.市町村退職所得割額、598.市町村算出所得割額、599.市町村配当控除額、600.市町村外国税額控 除額、601.市町村調整額、602.市町村特別減税額、603.市町村定率控除額、604.市町村免税額、605.市町村所得割額、606.市町村端数 切捨所得割額、607.市町村特別減税前所得割額、608.市町村定率控除前所得割額、609.市町村民税額、610.都道府県総所得所得割 額、611.都道府県短期一般所得割額、612.都道府県短期軽減所得割額、613.都道府県長期一般所得割額、614.都道府県長期特定所 得割額、615.都道府県長期軽課所得割額、616.都道府県長期特別所得割額、617.都道府県土地等雑所得割額、618.都道府県超短期 所得割額、619.都道府県株式所得割額、620.都道府県商品先物取引所得割額、621.都道府県山林所得割額、622.都道府県退職所得 割額、623.都道府県算出所得割額、624.都道府県配当控除額、625.都道府県外国税額控除額、626.都道府県調整額、627.都道府県特 別減税額、628.都道府県定率控除額、629.都道府県免税額、630.都道府県所得割額、631.都道府県端数切捨所得割額、632.都道府県 特別減税前所得割額、633.都道府県定率控除前所得割額、634.都道府県均等割額、635.都道府県民税額、636.所得割非課税フラグ、 637.均等割非課税フラグ、638.年税額、639.市町村所得割減免額、640.市町村均等割減免額、641.都道府県所得割減免額、642.都道府 県均等割減免額、643.予備金額1、644.予備金額2、645.予備金額3、646.予備金額4、647.予備金額5、648.予備項目1、649.予備項目2、 650.予備項目3、651.予備項目4、652.予備項目5、653.株式譲渡上場所得額、654.所得税株式譲渡上場所得額、655.所得税株式譲渡所 得額、656.株式譲渡フラグ、657.株式譲渡上場損通所得額、658.所得税株式譲渡上場損通所得額、659.株式上場課標額、660.所得税株 式上場課標額、661.肉牛軽減課標額、662.市町村株式上場所得割額、663.都道府県株式上場所得割額、664.市町村肉牛軽減所得割 額、665.都道府県肉牛軽減所得割額、666.株式上場所得税額、667.肉牛軽減所得税額、668.株式含む合計所得金額、669.先物取引損

|天額、670.当年无物取引頂矢額、671.前先物取引頂矢額、672.前々无物取引頂矢額、673.配当割控除額、674.株式譲波割控除額、675. 市町村定率控除後所得割額、676.都道府県定率控除後所得割額、677.控除超過額、678.居住用特定讓渡所得額、679.居住用特定損 失額、680.市町村株式譲渡配当割控除額、681.都道府県株式譲渡配当割控除額、682.市町村65歳以上の特例控除額、683.都道府県 65歳以上の特例控除額、684.市町村調整控除額、685.都道府県調整控除額、686.市町村控除不足額、687.都道府県控除不足額、688. 市町村内充当額、689.都道府県内充当額、690.市町村外充当額、691.都道府県外充当額、692.標準税率市町村総所得、693.標準税率 市町村山林、694標準税率市町村退職、695標準税率市町村算出所得割、696標準税率市町村調整額、697標準税率定率控除前市 町村所得割、698.標準税率定率控除後市町村所得割額、699.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、700.標準税率市町村所得割、 701.標準税率市町村所得割端数切捨、702.標準税率市町村均等割、703.標準税率都道府県総所得、704.標準税率都道府県山林、705 標準税率都道府県退職、706.標準税率都道府県算出所得割、707.標準税率都道府県調整額、708.標準税率定率控除前都道府県所得 割、709.標準税率定率控除後都道府県所得割額、710.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、711.標準税率都道府県所得割、 712.標準税率都道府県所得割端数切捨、713.標準税率都道府県均等割、714.政党等寄付金特別控除額、715.耐震改修特別控除額、 716.住宅借入金特別控除可能額、717.市町村住宅借入金特別控除可能額、718.都道府県住宅借入金特別控除可能額、719.市町村税 源移讓減額、720.都道府県税源移譲減額、721.標準税率市町村税源移譲減額、722.標準税率都道府県税源移譲減額、723.国税更正 日、724.入力部署名、725.優先区分、726.繰越損失軽減純損失額、727.繰越損失軽減譲渡損失額、728.推定所得額、729.控対配扶養合 計人数、730.老配老人扶養合計人数、731.所得合計額、732.分離配当所得額、733.株式配当損失額、734.分離配当課標額、735.山林純 損失額、736.適用開始年月日、737.適用開始届出年月日、738.適用開始事由国保異動事由、739.適用終了年月日、740.適用終了届出 年月日、741.適用終了事由国保異動事由

○「オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。

- ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者証記号
- 券面記載の被保険者証番号
- ·券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- 被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(3)国民健康保険給付ファイル

1.自治体コート、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コート、8.宛名住所、9.宛名 地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月 日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コート、22.支店コート、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、 26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番 号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.レセプト管理番号、39.履歴番 号、40.初期登録業務日時、41.更新業務日時、42.更新システム日時、43.更新コンピュータ名、44.更新ユーザID、45.有効フラグ、46.決裁状態、47. 旧自治体コード、48.文字列型予備項目1、49.文字列型予備項目2、50.文字列型予備項目3、51.文字列型予備項目4、52.文字列型予備項 目5、53.文字列型予備項目6、54.文字列型予備項目7、55.文字列型予備項目8、56.文字列型予備項目9、57.文字列型予備項目10、58. 請求年月、59、レセプト取込連番、60.電算管理番号、61.電算管理番号枝番、62.調剤レセプト管理番号、63、レセプトデータ区分、64.事業区分、 65.処理区分、66.データ区分コード、67.返戻区分、68.保険制度区分、69.保険種別区分、70.点数表コード、71.療養費種別、72.保険証番号 73.診療年月、74.医療機関県コード、75.医療機関点数区分、76.医療機関番号、77.診療科目、78.入外区分、79.本扶区分、80.本人家族区 分、81.性別、82.診療開始年月日、83.入院年月日、84.給付割合、85.特記事項コード1、86.特記事項コード2、87.特記事項コード3、88.特記事 項コード4、89.特記事項コード5、90.マル公区分、91.マル長区分、92.長処フラグ、93.マル交区分、94.原爆区分、95.継続療養費区分、96.限度額 適用区分、97.法制区分、98.福祉区分、99.負担区分、100.減額割合、101.減免区分、102.減額、103.国保実日数、104.国保請求総医療 費、105.国保決定総医療費、106.国保限度額、107.国保一部負担額、108.国保薬剤一部負担額、109.公費1公費負担者番号、110.公費1 受給者番号、111.公費1実日数、112.公費1請求総医療費、113.公費1決定総医療費、114.公費1限度額、115.公費1一部負担額、116.公 費1薬剤一部負担額、117.公費2公費負担者番号、118.公費2受給者番号、119.公費2実日数、120.公費2請求総医療費、121.公費2決定 総医療費、122.公費2限度額、123.公費2一部負担額、124.公費2薬剤一部負担額、125.公費3公費負担者番号、126.公費3受給者番号、 127.公費3診療実日数、128.公費3請求総医療費、129.公費3決定総医療費、130.公費3限度額、131.公費3一部負担額、132.公費3薬剤 ·部負担額、133.国保食事実日数、134.国保食事基準額、135.国保食事標準負担額、136.公費1食事実日数、137.公費1食事基準額、 138.公費1食事標準負担額、139.公費2食事実日数、140.公費2食事基準額、141.公費2食事標準負担額、142.公費3食事実日数、143.公 費3食事基準額、144.公費3食事標準負担額、145.算定区分1、146.算定区分2、147.算定区分3、148.初診料の算定有無フラグ、149.乳幼 児加算区分、150.入院計画加算フラグ、151.調剤技術フラグ、152.入院基本料初期加算、153.補綴時診断フラグ、154.特定疾患療養フラグ、 155.老人慢性フラグ、156.歯周疾患継続フラグ、157.特定薬剤治療フラグ、158.悪性腫瘍治療フラグ、159.小児治療フラグ、160.でんかん指導フラ グ、161.難病外来指導フラグ、162.皮膚科特定疾患フラグ、163.在宅指導フラグ、164.歯科補綴ChBフラグ、165.歯科補綴GoAフラグ、166.歯科補 綴PTGフラグ、167.寝たきり老人訪問フラグ、168.退院時指導フラグ、169.薬剤管理指導フラグ、170.特定疾患査定フラグ、171.老人慢性査定フラグ、172.訪問リハ医科フラグ、173.訪問薬剤医科フラグ、174.訪問栄養医科フラグ、175.老人訪問口腔フラグ、176.訪問歯科衛生フラグ、177.訪問 薬剤歯科フラグ、178.訪問薬剤調剤フラグ、179.基本療養費訪看フラグ、180.管理療養費訪看フラグ、181.寝たきり老人在総診フラグ、182.疾病 コード1、183.疾病コード2、184.転記有無フラグ、185.算定国保保険者負担額、186.算定国保患者負担額、187.算定国保高額償還額、188.算 定国保高額現物給付額、189.算定公費1保険者負担額、190.算定公費1公費負担額、191.算定公費1患者負担額、192.算定公費1高額 現物給付額、193.算定公費1指定公費負担額、194.算定公費2保険者負担額、195.算定公費2公費負担額、196.算定公費2患者負担額、 197.算定公費2高額現物給付額、198.算定公費2指定公費負担額、199.算定公費3保険者負担額、200.算定公費3公費負担額、201.算定 公費3患者負担額、202.算定公費3高額現物給付額、203.算定公費3指定公費負担額、204.算定国保食事保険者負担額、205.算定国保 食事患者負担額、206.算定国保指定公費負担額、207.算定公費1食事保険者負担額、208.算定公費1食事公費負担額、209.算定公費1 食事患者負担額、210.算定公費2食事保険者負担額、211.算定公費2食事公費負担額、212.算定公費2食事患者負担額、213.算定公費 3食事保険者負担額、214.算定公費3食事公費負担額、215.算定公費3食事患者負担額、216.総医療費、217.保険者負担額、218.患者 負担相当額、219.公費負担額、220.公費患者負担額、221.実患者負担額、222.高額現物給付額、223.指定公費負担額、224.高額計算対 象フラグ、225.過誤調整フラグ、226.プラマイ表示、227.過誤保留フラグ、228.資格エラーフラグ、229.旧保険証番号、230.旧個人番号、231.再審査 年月日、232.再審査理由コート、233.再審査フラグ、234.再審査回答日、235.再審査結果区分、236.再審査減点数、237.月中特例該当コー ド、238.明細書件数、239.高額明細件数、240.課税区分、241.世帯負担区分、242.年間該当回数、243.多数該当フラグ、244.薬剤一部負担 額、245.合計一部負担額、246.高齢外来限度額、247.高齢外来高額、248.高齢外来貸付額、249.高齢外来償還額、250.高齢世帯合算対 象額、251.高齡世帯限度額、252.高齡世帯高額、253.高齡世帯貸付額、254.高齡世帯償還額、255.世帯合算対象額、256.世帯限度額、 257.世帯高額、258.世帯貸付額、259.世帯償還額、260.個人合算対象額、261.個人合算限度額、262.個人合算高額、263.個人合算貸付 額、264.個人合算償還額、265.限度額、266.高額療養費、267.貸付額、268.支払確定額、269.事前受付管理番号、270.事前受付明細番 号、271.貸付管理番号、272.貸付明細番号、273.支払管理番号、274.支払明細番号、275.高齢者負担区分、276.診療実日数、277.取込 データ区分、278.訂正有無フラグ、279.最新フラグ、280.支払貸付区分、281.仮受フラグ、282.承認番号、283.受付年月日、284.レセプト取込対象 フラグ、285.レセプト取込済フラグ、286.医療機関区分、287.傷病コード、288.発病負傷年月日、289.療養期間開始年月日、290.療養期間終了 年月日、291.負担割合、292.高額現物、293.公費負担者番号、294.受給者番号、295.公費点数、296.公費総医療費、297.公費限度額、 298.公費指定公費負担額、299.公費薬剤一部負担金、300.支払済額、301.負担金額、302.受付管理番号、303.個人窓口分支払管理番 号、304.個人口座分支払管理番号、305.受領委任分支払管理番号、306.出生児個人番号、307.出生児氏名、308.出生年月日、309.妊娠 週数、310.双子区分、311.死産区分、312.受領委任フラグ、313.委任医療機関県コード、314.委任医療機関点数区分、315.委任医療機関番 号、316.直接支払区分、317.請求書管理番号、318.出産数、319.産科医療補償制度対象分娩区分、320.エラーコード、321.エラー有無区分、 322.取込年月、323.請求区分、324.保険者番号、325.分娩区分、326.分娩機関管理番号、327.加入制度区分、328.妊婦氏名、329.在胎 週数、330.出産年月日、331.入院日数、332.入院料、333.室料差額、334.分娩介助料、335.分娩料、336.新生児管理保育料、337.検査薬 剤料、338.処置手当料、339.産科医療補償制度額、340.その他額、341.一部負担金、342.妊婦合計負担額、343.代理受取額、344.備考、 345.取込分娩区分、346.取込退職区分、347.取込回数区分、348.決定年月日、349.死亡者個人番号、350.死亡者氏名漢字、351.死亡年 月日、352.葬祭年月日、353.支払科目区分、354.支払方法区分、355.振込先区分、356.支払承認区分、357.支払有無フラク、358.支払額、 359.充当額、360.増減調整額、361.申請年月日、362.承認年月日、363.支払年月日、364.申請者個人番号、365.申請者氏名、366.申請 者郵便番号、367.申請者住所、368.申請者地番、369.申請者方書、370.振込先個人番号、371.口座履歴番号、372.振込先医療機関県

□-ド、373.振込先医療機関点数区分、374.振込先医療機関番号、375.税目□-ド、376.口座登録区分、377.掲載希望区分、378.口座優先 区分、379.備考_160、380.ソート順、381.取込区分、382.点検年月、383.連合会独自区分、384.申請区分、385.過誤種類、386.訂正保険証 番号、387.訂正個人番号、388.訂正氏名漢字、389.訂正生年月日、390.訂正性別、391.訂正本扶区分、392.訂正診療科目、393.訂正本 人家族区分、394.訂正入外区分、395.訂正月中特例該当コート、396.訂正総医療費、397.訂正国保一部負担額、398.訂正診療年月、399. 過誤修正区分、400.過誤事由コート、401.レセプト反映フラグ、402.備考1、403.備考2、404.摘要1、405.摘要2、406.過誤再審査区分、407.過誤 再審查コート、408.過誤再審查事由、409.喪失異動年月日、410.喪失届出年月日、411.提出保険者番号、412.支給申請書整理番号、413. 支給申請区分、414.申請対象年度、415.被保険者証番号、416.被保険者氏名カナ、417.支給申請形態区分、418.申請者電話番号、419. 取下年月日、420.自己負担額交付申請有無フラグ、421.被保険者証記号、422.被保険者氏名、423.性別コード、424.世帯所得区分、425.世 带所得区分2、426.被保険者資格喪失年月日、427.被保険者資格喪失事由、428.計算開始年月日、429.計算終了年月日、430.国保保 険者番号給付用、431.国保被保険者証記号、432.国保被保険者証番号、433.国保世帯番号、434.国保資格区分、435.国保保険者氏 名、436.国保被保険者開始年月日、437.国保被保険者終了年月日、438.後期保険者番号、439.後期被保険者番号、440.後期広域連合 名称漢字、441.後期被保険者開始年月日、442.後期被保険者終了年月日、443.介護証記載保険者番号、444.介護被保険者番号、445. 介護保険者氏名、446.介護被保険者開始年月日、447.介護被保険者終了年月日、448.口座管理番号、449.本店名漢字、450.支店名漢 字、451.口座名義人カナ、452.振込先口座管理番号、453.加入歴01保険者名、454.加入歴01加入開始年月日、455.加入歴01加入終了年 月日、456.自己負担額証明書整理番号01、457.加入歷02保険者名、458.加入歷02加入開始年月日、459.加入歷02加入終了年月日、 460.自己負担額証明書整理番号02、461.加入歷03保険者名、462.加入歷03加入開始年月日、463.加入歷03加入終了年月日、464.自己 負担額証明書整理番号03、465.加入歷04保険者名、466.加入歷04加入開始年月日、467.加入歷04加入終了年月日、468.自己負担額 証明書整理番号04、469.加入歴05保険者名、470.加入歴05加入開始年月日、471.加入歴05加入終了年月日、472.自己負担額証明書 整理番号05、473.加入歷06保険者名、474.加入歷06加入開始年月日、475.加入歷06加入終了年月日、476.自己負担額証明書整理番 号06、477.加入歴07保険者名、478.加入歴07加入開始年月日、479.加入歴07加入終了年月日、480.自己負担額証明書整理番号07、 481.加入歷08保険者名、482.加入歷08加入開始年月日、483.加入歷08加入終了年月日、484.自己負担額証明書整理番号08、485.加入 歷09保険者名、486.加入歷09加入開始年月日、487.加入歷09加入終了年月日、488.自己負担額証明書整理番号09、489.加入歷10保 険者名、490.加入歴10加入開始年月日、491.加入歴10加入終了年月日、492.自己負担額証明書整理番号10、493.保険者加入歴情報 備考、494.送信日時、495.送信可能フラグ、496.保険制度コード、497.状態区分、498.自己負担額証明書整理番号、499.保険者名称、500. 被保険者氏名漢字、501.突合用後期保険者番号、502.突合用後期被保険者番号、503.突合用国保保険者番号、504.突合用国保被保 険者証番号、505.国保被保険者個人番号、506.異動区分、507.補正済自己負担額送付区分、508.証明対象年度、509.被保険者開始年 月日、510.被保険者終了年月日、511.対象年度04月自己負担額1、512.対象年度04月自己負担額2、513.対象年度04月高額支給額1、 514.対象年度04月高額支給額2、515.対象年度04月摘要、516.対象年度05月自己負担額1、517.対象年度05月自己負担額2、518.対象 年度05月高額支給額1、519.対象年度05月高額支給額2、520.対象年度05月摘要、521.対象年度06月自己負担額1、522.対象年度06月 自己負担額2、523.対象年度06月高額支給額1、524.対象年度06月高額支給額2、525.対象年度06月摘要、526.対象年度07月自己負担 額1、527.対象年度07月自己負担額2、528.対象年度07月高額支給額1、529.対象年度07月高額支給額2、530.対象年度07月摘要、531. 対象年度08月自己負担額1、532.対象年度08月自己負担額2、533.対象年度08月高額支給額1、534.対象年度08月高額支給額2、535. 対象年度08月摘要、536.対象年度09月自己負担額1、537.対象年度09月自己負担額2、538.対象年度09月高額支給額1、539.対象年度 09月高額支給額2、540.対象年度09月摘要、541.対象年度10月自己負担額1、542.対象年度10月自己負担額2、543.対象年度10月高額 支給額1、544.対象年度10月高額支給額2、545.対象年度10月摘要、546.対象年度11月自己負担額1、547.対象年度11月自己負担額2、 548.対象年度11月高額支給額1、549.対象年度11月高額支給額2、550.対象年度11月摘要、551.対象年度12月自己負担額1、552.対象 年度12月自己負担額2、553.対象年度12月高額支給額1、554.対象年度12月高額支給額2、555.対象年度12月摘要、556.翌年01月自己 負担額1、557.翌年01月自己負担額2、558.翌年01月高額支給額1、559.翌年01月高額支給額2、560.翌年01月摘要、561.翌年02月自己 負担額1、562.翌年02月自己負担額2、563.翌年02月高額支給額1、564.翌年02月高額支給額2、565.翌年02月摘要、566.翌年03月自己 負担額1、567.翌年03月自己負担額2、568.翌年03月高額支給額1、569.翌年03月高額支給額2、570.翌年03月摘要、571.翌年04月自己 負担額1、572.翌年04月自己負担額2、573.翌年04月高額支給額1、574.翌年04月高額支給額2、575.翌年04月摘要、576.翌年05月自己 負担額1、577.翌年05月自己負担額2、578.翌年05月高額支給額1、579.翌年05月高額支給額2、580.翌年05月摘要、581.翌年06月自己 負担額1、582.翌年06月自己負担額2、583.翌年06月高額支給額1、584.翌年06月高額支給額2、585.翌年06月摘要、586.翌年07月自己 負担額1、587.翌年07月自己負担額2、588.翌年07月高額支給額1、589.翌年07月高額支給額2、590.翌年07月摘要、591.宛先氏名漢 字、592.宛先郵便番号、593.宛先住所、594.証明書発行年月日、595.証明書発行者名、596.証明書発行者郵便番号、597.証明書発行者 漢字住所、598.問合せ先郵便番号、599.問合せ先住所、600.問合せ先名称1、601.問合せ先名称2、602.問合せ先電話番号、603.計算結 果送付先郵便番号、604.計算結果送付先漢字住所、605.計算結果送付先名称1、606.計算結果送付先名称2、607.計算結果送付先電 話番号、608.窓口払対象者判定コード、609.支払場所名漢字、610.支払開始年月日、611.支払終了年月日、612.支払開始曜日、613.支払 終了曜日、614.支払開始時間、615.支払終了時間、616.備考欄、617.受信年月日、618.送信年月日、619.処理年月、620.被害者個人番 号、621.処理状況コート、622.委託区分、623.仮受付年月日、624.委託年月日、625.除外年月日、626.完了年月日、627.事故発生日時、 【628.事故発生場所、629.事故原因、630.診療期間開始年月日、631.診療期間終了年月日、632.症状固定日、633.加害者個人番号、634.

加害者氏名カナ、635.加害者氏名漢字、636.加害者郵便番号、637.加害者住所、638.加害者生年月日、639.加害者電話番号、640.加害 者職業、641.保有者個人番号、642.保有者氏名漢字、643.保有者郵便番号、644.保有者住所、645.保有者生年月日、646.保有者電話番 号、647.加害者との関係、648.転医先医療機関県コート、649.転医先医療機関点数区分、650.転医先医療機関番号、651.自賠責保険有 無フラグ、652.自賠責保険会社名、653.自賠責保険会社支店名、654.自賠責保険会社課名、655.自賠責保険会社担当者名、656.自賠責 保険会社電話番号、657.自賠責保険証明書番号、658.任意保険有無フラグ、659.任意保険会社名、660.任意保険会社支店名、661.任意 保険会社課名、662任意保険会社担当者名、663任意保険会社電話番号、664任意保険証明書番号、665連合会整理番号、666連合 会担当者名、667.求償率、668.療養分損害賠償額、669.食事分損害賠償額、670.高額分損害賠償額、671.福祉分損害賠償額、672.療養 分請求額、673.食事分請求額、674.高額分請求額、675.福祉分請求額、676.請求先区分、677.義務者氏名漢字、678.義務者郵便番号、 679.義務者結合住所、680.義務者電話番号、681.明細番号、682.給付種別コード、683.レセプト全国共通キー、684.事故外金額、685.事故金 額、686.保険給付額、687.食事療養費、688.送付年月日、689.管理番号、690.年度、691.通知書番号、692.不当科目コード、693.若人前期 区分、694.費用額、695.食事基準額、696.食事保険者負担額、697.食事患者負担額、698.公費食事患者負担額、699.公費食事負担額、 700.公費食事保険者負担額、701.請求額、702.納付済額、703.不当理由コート、704.国保異動事由、705.国保異動年月日、706.国保届出 年月日、707. 戻入区分、708. 納期限、709. 領収日、710. 収納日、711. 納付書発行日、712. 通知書発行年月日、713. 督促発行年月日、714. 催告発行日、715.CPU連番、716.国保履歴番号、717.国保有効フラグ、718.保険証番号内連番、719.取得事由国保異動事由、720.取得国 保異動区分、721.取得異動年月日、722.取得届出年月日、723.取得時効年月日、724.喪失事由国保異動事由、725.喪失国保異動区 分、726.喪失時効年月日、727.続柄コード、728.記載順位、729.次CPU連番、730.前CPU連番、731.国保世帯最新フラグ、732.国保個人最新 フラグ、733.抹消フラグ、734.保険証番号結合処理年月日、735.保険証番号結合コンピュータ名、736.保険証番号結合ユーザ名、737.個人番号 結合処理年月日、738.個人番号結合コンピュータ名、739.個人番号結合ユーザ名、740.取得旧被扶養者区分、741.喪失旧被扶養者区分。 742.給付開始年月日、743.退職該当退職異動事由区分、744.退職該当異動年月日、745.退職該当届出年月日、746.退職該当時効年月 日、747.退職非該当退職異動事由区分、748.退職非該当異動年月日、749.退職非該当届出年月日、750.退職非該当時効年月日、751. 国保年金名称コード、752.国保年金種別コード、753.年金取得年月日、754.国保扶養事由区分、755.扶養開始年月日、756.本人の個人番 号、757.本人との続柄コード、758.対象年度、759.課税区分01、760.課税区分02、761.課税区分03、762.課税区分04、763.課税区分05、 764.課税区分06、765.課税区分07、766.課税区分08、767.課税区分09、768.課税区分10、769.課税区分11、770.課税区分12、771.負担 区分01、772.負担区分02、773.負担区分03、774.負担区分04、775.負担区分05、776.負担区分06、777.負担区分07、778.負担区分08、 779.負担区分09、780.負担区分10、781.負担区分11、782.負担区分12、783.処理年月日、784.判定連番、785.判定負担区分、786.前回 負担区分、787.途中変更負担区分、788.途中変更適用年月日、789.判定事由コート、790.判定事由該当年月日、791.適用年月日、792.国 保再判定区分、793.一定以上所得区分コード、794.低所得区分コード、795.申請区分コード、796.住民税非課税該当コード、797.世帯非課税 区分コート、798.低所得用合計所得額、799.世帯内最高所得額、800.高齢者老人該当人数、801.高齢者老人判定所得額、802.資料区 分、803.市町村均等割額、804.端数切捨済市町村所得割額、805.課税所得金額、806.課税非課税区分コード、807.所得データ区分、808.所 得データ取込年月日、809.所得取込み区分、810.入力年月日、811.前回世帯負担区分、812.世帯未申告区分、813.高齢者老人判定収入 額、814.老人区分、815.高齢者到達予定フラグ、816.被保険者数16歳未満、817.被保険者数19歳未満、818.住民税課税所得金額、819.旧 ただし書き所得不明フラグ、820.旧ただし書き所得、821.高齢者旧ただし書き所得合計、822.旧ただし書き所得判定適用フラグ、823.発効期 年月日、824.該当終了年月日、825.長期入院該当年月日、826.高齢者該当非該当フラグ、827.国保認定申請国保備考欄、828.特定疾病 認定区分

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。

- ①既存住民基本台帳システムからの連携による入手
- →システムにより必要な対象者及び情報以外を取得しないよう制限をかけている。
- ②申請・届出資料からの入手(紙、電子データ)
 - →窓口申請時の本人及び代理人の確認を徹底し、対象者以外の情報を入手しないようにする。
 - →窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。
 - →不必要な書類は受理しない。
- ③住民基本台帳ネットワークシステムの参照による入手
 - ・住民基本台帳ネットワークシステムオンライン端末による入手
 - →国民健康保険業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底する。
 - ・バッチ処理による一括取得
 - →システムにより必要な対象者及び情報以外を取得しないよう制限をかけている。
- ④庁内連携による入手

Γ

- →システムにより必要な対象者及び情報以外を取得しないよう制限をかけている。
- ⑤国保総合(国保集約)システムによる入手
 - →システムにより必要な対象者及び情報以外を取得しないよう制限をかけている。

〈サービス検索・電子申請機能による入手〉

電子申請サービス上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。

リスクへの対策は十分か

リスクに対する措置の内容

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1

3. 特定個人情報の使用					
リスク1: 目的を超えた紐付け	、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	<市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・個人番号利用事務に係るシステム以外からは、特定個人情報ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を行っている。 ・連携サーバを介した連携になるため、連携サーバ側のアクセス制御等により業務に不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。 ・国民健康保険システムの端末を使用して情報照会を行う場合、アクセス権限の設定により、許可された者以外は、個人番号がマスクされた状態となるような仕組みとする。 〈宛名システムにおける措置> ・個別業務において管理する特定個人情報を保持しない仕組みになっている。 〈国保総合PCにおける措置> ・職員が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 * ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。				
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 権限のない者(元職員	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーザ認証の管理	(選択肢>) (当行っている) (2) 行っていない				
具体的な管理方法	〈市区町村事務処理標準システムにおける措置〉・システムを使用する職員を特定してユーザーIDとパスワードによる認証、IDに応じたアクセス制御機能により不正な使用を防止している。 ・職員ごとにユーザIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。 〈団体内統合宛名システムにおける措置〉・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な業務システムの制限等により不正な使用を防止している。・職員ごとにユーザIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。・職員ごとにユーザIDを発効して認証に使用するパスワードは、定期的に変更を行っている。 〈国保総合PCにおける措置〉・国保総合PCにおける措置〉・国保総合PCにおける措置〉・国保総合PCにおいて、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 〈サービス検索・電子申請機能〉・サービス検索・電子申請機能〉・サービス検索・電子申請機能〉・サービス検索・電子申請機能〉・サービス検索・電子申請機能〉・サービス検索・電子申請機能〉・カムをともに、IDとパスワードによる認証を行う。・を約り容にアクセスする際は、さらにMFAデバイスによる認証を行う。・なりすましによる不正を防止する観点から共用 ID の利用を禁止する。・サービスにアクセスできるLGWAN端末は、セキュリティワイヤーによる持ち出し対策を行う。・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【従事者が事務外で使用するリスクに対する措置】

- ・操作者の権限に応じたアクセス権限が付与されるよう管理している。 ・不正アクセスを分析するため、システムを操作した履歴を残し、必要に応じて操作履歴を解析している。

【不特定者に特定個人情報が閲覧されるリスクに対する処置】 ・特定個人情報を取り扱う事務処理が終わった際には、端末をログイン画面に戻す。

4. 特	. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
リスク	: 委託先における不正な	使用等のリスク						
	R約書中の特定個人情報 レの取扱いに関する規定	<選択肢> [定めている] 1)定めている	2) 定めていない					
	規定の内容	<株式会社日立システムズ> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩をいぐための保管管理 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に ・過人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上で ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる 〈青森県国民健康保険連合会〉 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を定めるととを講じていることを確認する。 〈株式会社青森共同計算センター〉 業務委託契約書に下記事項を記載して締結することを義務付けて ・再委託の禁止、再委託する場合の申請・許諾の手続に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・特定個人情報の固い外別用・複製・複写又は持出しの禁止に関・特定個人情報の適正な管理に関する事項 ・特定個人情報の適正な管理に関する事項 ・特定個人情報の処分に関する事項 ・特定個人情報の処分に関する事項 ・契約解除時の遵守事項に関する事項	消去する その報告をする もに、委託先が当市と同等の安全管理措置 いる。 項					
	E先による特定個人情報 レの適切な取扱いの担保	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 [十分に行っている] 3) 十分に行っていな						
	具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する						
その他	2の措置の内容							
リスク・	への対策は十分か	く選択肢> [十分である] 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい						

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国保連合会における措置>

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システム はインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムの設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に八戸市の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。

<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特	定個人情報の提供・移転	(委託や情報	提供ネットワークシステ	テムを通	じた提供を除く。)	[]提供・移転しない		
リスク	リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク								
特定個関する	国人情報の提供・移転に ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2)定	めていない		
	ルールの内容及びルー ル遵守の確認方法				移転する場合は、あらかじめ提供 ごとに必要性を判断した上で許す				
その他	2の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	分である		
特定個	国人情報の提供・移転(委割	託や情報提供	ネットワークシステムを	通じた打	是供を除く。)におけるその他のリ	スク及び	がそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(入手)]接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <市区町村事務処理標準システムにおける措置> ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の 制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 ・番号法および条例の規定の範囲内において情報照会を行う。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ・職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、 操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ・職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、そ の正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発 行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネット リスクに対する措置の内容 ワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認めら れた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連 携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供 可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へ のアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反 映することで、その正確性を担保している。 <選択肢> [十分である 2) 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か

3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<市区町村事務処理標準システムにおける措置>

・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な権限の制限等により、不正な使用を防止している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。

・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定し、システムログ(連携日時等)としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。

<団体内統合宛名システムにおける措置>

・慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。

・職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

リスクに対する措置の内容

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。

②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報提供者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。

③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施 した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を 抑止する仕組みになっている。

(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。

<中間サーバーの運用における措置>

中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで不正に提供されるリスクに対応する。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

Γ

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

1

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間 サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報 漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事改知	枚発生時手順の策定・周	[十分に行	行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容						
	再発防止策の内容						

<ハ戸市における措置>

- ・特定個人情報を保管するサーバは、八戸市が契約するデータセンタに構築して設置場所への入退室管理、防犯カメラの設置、施錠管理等のセキュリティ対策、無停電電源装置の設置、空調管理、耐震・耐火措置等の災害・事故対策を行っている。
- ・特定個人情報を保管するサーバは、外部記憶媒体が接続できない仕組みとなっている。
- ・特定個人情報を取り扱う業務端末は、セキュリティワイヤによる盗難防止措置を行い、時間経過による画面 ロック等のセキュリティ対策を行うこととしている。
- ・特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。
- ・業務サーバおよび業務端末にはウイルス対策ソフトを導入して団体内統合宛名システムの運用管理機能により、定期的にパターンファイルやセキュリティパッチ等の配布を行っている。
- ・ネットワーク間にファイアウォールを設置して通信制御を行っている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
- •ISO/IEC27017, ISO/IEC27018の認証を受けている。
- ・日本国内でデータを保管している。
- ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを 効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの 解析を行う。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑤中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。
- ⑥中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及び クラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
- ⑦中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ⑧中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。

その他の措置の内容

<国保総合PCにおける措置>

- ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。
- ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能する。
- ・国保総合PCには、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。
- ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。
- ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。

<サービス検索・電子申請機能>

サーヒス検案・電チ甲請機能と地万公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行っことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

<ガバメントクラウドにおける措置>

物理的対策

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

技術的対策

①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。

②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。

③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。

④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエア について、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された 閉域ネットワークで構成する。

⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】

- ・帳票については、保存保管文書目録を作成し、保存及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認している。
- ・帳票廃棄時には、八戸市文書取扱規定に基づき廃棄を行うとともに、廃棄文書目録を残す。

【取りまとめ機関における措置】

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

]

8. 監	3. 監査							
実施の)有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[]外部監査			
9. 従	業者に対する教育・啓	· 発						
従業者	音に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入 3)十分に行っ	れて行っている 2) 十分に行っている っていない			
	具体的な方法	・委託之のは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、、は、大きなのでは、、は、大きなのでは、、は、大きなのでは、、は、大きなのでは、、は、大きなのでは、、ないのでは、、ないのでは、、ないのでは、、ないのでは、、ないのでは、、ないのでは、、ないのでは、、ないのでは、、ないのでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	これでで、こののの関スというで、受対で、情能というで、受お法といるで、おのでは、おのでは、これでは、講のは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	の番号の利用等に関する法律(平成25年 な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリ こな活動その他のサイバーセキュリティに対する脅 るため必要な措置に関するものを含むもの こる者 は、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒 、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結して る。 ら特定の個人を識別するための番号の利用等 ら関係政令の整備に関する政令(平成27年			

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービ ス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い 運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

〈ガバメントクラウドにおける措置〉

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂	正・利用停止請求
①請求先	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不 記載等	
2. 特定個人情報ファイルの	取扱いに関する問合せ
①連絡先	八戸市 市民環境部 国保年金課 国保税グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5526
②対応方法	受付票を起票し、対応について記録を残す

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価					
①実施日	令和6年11月6日				
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)				
2. 国民・住民等からの意見	の聴取【任意】				
①方法					
②実施日·期間					
③主な意見の内容					
3. 第三者点検【任意】					
①実施日					
②方法					
③結果					

(別添2)変更箇所

	义里固阶				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項3		再委託する	事前	
令和5年12月1日	④再委託の有無II 特定個人情報ファイルの概要(3)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3⑤再委託の許諾方法		委託先の青森県国民健康保険団体連合会から再、委託先の商号又は名称、住所、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先への立ち入り調査に係る要件、行能力、再表託先への立ち入り調査に係る要件、方面による再委託先の表情請及び再委託に係る要件、大書面による再委託の表して記載した書面によるによる表もしていることが表別する監督を関するとの再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許まら(再委託先における安全を経た上で、場合を選ば、次を満たにおける安全を経た上で、場合を記し、決裁等必要な手続を経た上で、場合に関保集約)システムを、クラウド事業者が長における場合に関係集約)システムを、クラウド事業者が最になるため、クラウド事業者が最近になるため、クラウド事業者が設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が設置場所のセキュリティ管理策が適切にといること・セキュリティ管理策が適切に実施されていること・セキュリティ管理策が適切に実施されていること・カービスの利用に係る基本方針」等による今によると、・クラウド事業者が提供するクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること・・クラウド事業者が提供するクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による今によいの表別に基づくクラウドサービスは、下の所情報システムのためのセキュリティに掲載されているものとする。	事前	
令和5年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法 (続き)		国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和5年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項3 ⑥再委託事項		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	
令和5年12月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (3) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 提供・移転の有無		(28)件	事前	
令和5年12月1日		(記載事項中次の項目) ○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。	○「オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。	事後	文言の修正を行った。
令和5年12月1日	IV開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ②請求方法	八戸市個人情報保護条例第15条に基づき、必要 事項を記入した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、 必要事項を記入した開示請求書を提出する。	事後	その他の項目での変更であり、 事前の提出・公表が義務付けら れない。
令和6年5月8日	1 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(記載事項中次の項目) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二情報提供の根拠) 1. 2. 3. 4. 5. 9. 12. 15. 17. 22. 26. 27. 30. 33. 39. 42. 46. 58. 62. 78. 80. 87. 88. 93. 97. 106. 109. 120の項(別表第二情報照会の根拠) 27. 42. 43. 44. 121の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.87.88.93.97.106.109.120の項(別表第二情報照会の根拠) 27.42.43.44の項	事前	

令和6年5月8日	ファイルな取り扱う主教にない	ワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。	(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情	事後	(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者後番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。
令和6年5月8日	「I基本情報」「2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」「システム8」「②システムの機能」	・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。(ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外)・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。※1当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。	(ii)被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐づけが正しいか否かを	事後	(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者技番と個人番号との紐付管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。
令和6年5月8日	「 I 基本情報」「4.個人番号の利 用※」「法令上の根拠」	<オンライン資格確認業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を 定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者技番の探番管理、被保険者技番の個人番号とのの特定とで行うための特定個人へ要はできたがして、JーUSへ実施ではり個人番号の受領に関することになったため、その的根拠を追記。
令和6年5月8日	要」「(2)国保資格ファイル」「4.特 定個人情報ファイルの取扱いの	オンプィン員格確認のために、医療保険有等向に 中間サーバー等において、個人番号を利用した被 保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管 理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを	オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者技番の採番管理、被保険者技番と個人番号との紐付管理および個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会、などを行う。	事後	(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者技番の履歴管理、被保険者技番と個人番号との紐付管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。
令和6年11月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシステム システム9		①システムの名称 サービス検索・電子申請機能②システムの機能【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能、マイナンバーカードの情報を読み取れる機能、システムから連携された住民のデータを参照し、手続きガイダンス及び申請書の作成ができる機能【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能③他のシステムとの接続[〇]宛名システム等【ID】その他(サービス検索・電子申請機能)□	事前	重要な変更

	Γ	T	ı		Г
令和6年11月6日	4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠		項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条及び第24条 ・八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二 <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44	事後	その他の項目での変更であり、 事前の提出・公表が義務付けら れない。
令和6年11月6日	5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.87.88.93.97.106.109.120の項(別表第二情報照会の根拠)27.42.43.44の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.8.10の2.11の2.12の3.15.19.20.22の2.24の2.25.31の2の2.33.41の2.43.44.46.49.53.55の2.59の3の条(情報照会の根拠)20.25.25の2.26.59の4の条 <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	その他の項目での変更であり、 事前の提出・公表が義務付けら れない。
令和6年11月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用②入手方法		[O] その他(サービス検索・電子申請機能)口	事前	重要な変更
令和6年11月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(2)3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[O] その他(日本年金機構、青森県国民健康保 険団体連合会)口	[〇] その他(日本年金機構、青森県国民健康保 険団体連合会、サービス検索・電子申請機能)口	事前	重要な変更
令和6年11月6日	II 特定個人情報ファイルの概要(3)3. 特定個人情報の入手・使用②入手方法		[O] その他(サービス検索·電子申請機能)口	事前	重要な変更
令和6年11月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託の有無 ※ (1)件	委託の有無 ※ (2)件 委託事項2 サービス検索・電子申請機能運用・保守業務 ①委託内容 サービス検索・電子申請機能の運用・保守業務 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 株式会社青森共同計算センター ④再委託の有無 無	事前	重要な変更
令和6年11月6日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託の有無 ※ (5)件	委託の有無 ※ (6)件 委託事項6 サービス検索・電子申請機能運用・保守業務 ①委託内容 サービス検索・電子申請機能の運用・保守業務 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 株式会社青森共同計算センター ④再委託の有無 無	事前	重要な変更

令和6年11月6日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託の有無 ※ (3)件	委託の有無 ※ (4)件 委託事項4 サービス検索・電子申請機能運用・保守業務 ①委託内容 サービス検索・電子申請機能の運用・保守業務 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 株式会社青森共同計算センター ④再委託の有無 無	事前	重要な変更
令和6年11月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所 ※	(末尾に加筆)	<サービス検索・電子申請機能> LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号 付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完 全消去する。	事前	重要な変更
令和6年11月6日	II 特定個人情報ファイルの概要(2) 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所 ※	(末尾に加筆)	<サービス検索・電子申請機能> LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号 付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完 全消去する。	事前	重要な変更
令和6年11月6日	II 特定個人情報ファイルの概要(3) 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所 ※	(末尾に加筆)	<サービス検索・電子申請機能> LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号 付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完 全消去する。	事前	重要な変更
令和6年11月6日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(末尾に加筆)	<サービス検索・電子申請機能による入手> 電子申請サービス上で、個人番号の提出が必要 な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入 手を防止する。	事前	重要な変更
令和6年11月6日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	(末尾に加筆)	くサービス検索・電子申請機能>・サービス検索・電子申請機能を LGWAN 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザ ID を割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。・予約内容にアクセスする際は、さらにMFAデバイスによる認証を行う。。・サービスにアクセスできるLGWAN端末は、セキュリティワイヤーによる持ち出し対策を行う。・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	重要な変更
令和6年11月6日	皿 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	(末尾に加筆)	<株式会社青森共同計算センター> 業務委託契約書に下記事項を記載して締結することを義務付けている。 ・再委託の禁止、再委託する場合の申請・許諾の手続に関する事項 ・業務処理状況の調査権、報告義務に関する事項・秘密保持義務に関する事項・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化及び従業員に対する指導に関する事項・特定個人情報の目的外利用・複製・複写又は持出しの禁止に関する事項・特定個人情報の適正な管理に関する事項・特定個人情報の処分に関する事項・契約解除時の遵守事項に関する事項・契約解除時の遵守事項に関する事項	事前	重要な変更
令和6年11月6日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク その他の措置の内容	(末尾に加筆)	<サービス検索・電子申請機能> サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との 間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を 行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらな いようにしており、さらに通信自体も暗号化してい る。	事前	重要な変更
令和6年11月6日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	(末尾に加筆)	<サービス検索・電子申請機能> 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識 の向上、事務従事者が遵守すべき事項その他委 託事務の適切な履行に必要な教育及び研修を、 事務従事者全員に対して実施することとしている。	事前	重要な変更
令和7年8月4日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の内容	(記載事項中次の項目) (2)国民健康保険法による被保険者証、被保険者 資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認 定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療 養証明書に関する事務((1)に掲げるものを除 く。)	(2)国民健康保険法による資格確認書等、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務((1)に掲げるものを除く。)	事後	その他の項目での変更であり、 事前の提出・公表が義務付けら れない。

	T	T	•		1
令和7年8月4日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	(記載事項中次の項目) 【異動処理】 加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所 地特例の各資格異動処理から、保険証の発行ま で行う。 【証発行管理】 保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定 疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、 発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。 (中略) 【滞納管理】 短期保険証や資格証明書の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの 住民とのやり取りを記録する。 【保険証の一括更新】 滞納管理機能で管理された情報から保険証・短期 保険証・資格証明書を自動で分類し出力する。 (中略) 【都道府県への報告資料の作成】 事業月報や短期保険証交付状況集計表、外国人 国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。	【異動処理】 加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所 地特例の各資格異動処理から、資格確認書等の 発行まで行う。 【証発行管理】 資格確認書のほか、資格情報のお知らせ、減額 認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行 を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元 管理を行う。 (中略) 【滞納管理】 特別療養費支給対象者の判断のため、滞納者を 抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり 取りを記録する。 【資格確認書等の一括更新】 滞納管理機能で管理された情報から資格確認書等を自動で分類し出力する。 (中略) 【都道府県への報告資料の作成】 事業月報や外国人国籍別一覧表、年齢別統計表 など都道府県に報告する資料を出力する。	事後	その他の項目での変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年8月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)~(3) 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(記載事項中次の項目) ・4情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報	・5情報、連絡先等情報、その他住民票関係情報	事後	その他の項目での変更であり、 事前の提出・公表が義務付けら れない。
令和7年8月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 3.特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	(記載事項中次の項目) ・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行うため	・資格確認書等のほか、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行うため	事後	文言の修正を行った。
令和7年8月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	(記載事項中次の項目) ・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特 定疾病療養受療証などの各証の発行に使用する	・資格確認書等のほか、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行に使用する	事後	その他の項目での変更であり、 事前の提出・公表が義務付けら れない。
令和7年8月4日		(記載事項中次の項目) く中間サーバー・プラットフォームにおける措置>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンター に設置しており、データセンターへの入館及び サーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間 サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	(記載事項中次の項目) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018の認証を受けている。・ロ本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	その他の項目での変更であり、 事前の提出・公表が義務付けら れない。
令和7年8月4日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(末尾に加筆)	<中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人 事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報 を適宜反映することで、その正確性を担保してい る。	事後	リスクを明らかに軽減させる対 策

			T		1
令和7年8月4日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われる リスク リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報になる。つまり、番号法上認められた情報連携外の照会を拒否する機能を備えており、との照会を拒否する機能を備えており、中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・のが実施されるため、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した行う機能。(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基でした情報の照会及び第19条第14号に基でき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、でき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、でき、事務手続きごとに情報に基づいた各種機能の。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能で個人情報へのアクセス制御を行う機能。	②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報提供者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、	事後	リスクを明らかに軽減させる対策
令和7年8月4日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われる リスク リスク		(続き) <中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで不正に提供されるリスクに対応する。	事後	リスクを明らかに軽減させる対 策
令和7年8月4日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステム との接続に伴うその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	(記載)	マ中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 マ中間サーバーと既存システム、情報提供オットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。	事後	リスクを明らかに軽減させる対 策
令和7年8月4日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステム との接続に伴うその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	(記載)	(小。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	その他の項目での変更であり、 事前の提出・公表が義務付けら れない。

令和7年8月4日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	に構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等	・日本国内でデータを保管している。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	事後	その他の項目での変更であり、 事前の提出・公表が義務付けら れない。
令和7年8月4日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(続き)	(続き) ⑥中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑦中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑧中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	重要な変更
令和7年8月4日	Ⅲリスク対策 10.その他のリスク対策	(記載事項中次の項目) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	(記載事項中次の項目) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	その他の項目での変更であり、 事前の提出・公表が義務付けら れない。
	II 特定個人情報ファイルの概要(1)~(3) 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	(末尾に記載)	<がバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更

	T				
令和7年10月14日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(末尾に記載)	<がメントクラウドにおける措置>物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
令和7年10月14日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(続き)	(続き) 技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁、う。以下同じ。)という。)に規定する「ASP」を補運用管理補助者(利用基準」という。)はバメントクラウド運用管理運用管理補助者のでは、カバメントクラウド運用管理を行う。以下に対してをもに、カバメントクラウドに対り、カウント動作等について継続的にモニタリングを行うともに、が事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウカラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウカラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウカラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウカラウド運用管理補助者は、ボルメントクラウドに対し、ウカラウド運用管理補助者は、導入しているのSを24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウカラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドに対し、カラウド運用管理神が多には、カーンファイルの更新を行う。 ⑤ガバメントクラウドの特定個人情報を保有す切りがカーンの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有す切りでは、カーステムを構築する環境は、インターする。 ②地方公共団体が各SP又はガバメントクラウド連用管理補助者の運用保成がらガバメントクラウド連用管理神域を保有する場合については、関域ネットワークで構成がカータは、国及がカータは、国及びカラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年10月14日	Ⅲリスク対策 10.その他のリスク対策	(末尾に記載)	くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者で対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更